宮 城 県 障 害 福 祉 計 画

（第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画）

【中間案】

令和８年１１月

宮　城　県

目　　次

第１章　基本的事項
１　計画策定の根拠及び趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３　計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

第２章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標
１　福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・・・・・・・・・・・・・１１
３　福祉施設から一般就労への移行等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
４　障害児支援の提供体制の整備等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
５　地域生活支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６　相談支援体制の充実・強化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
７　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 ・・２７
８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ・・・・・・・・２８

第３章　支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
１　障害福祉サービス等の実施に関する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
２　障害福祉サービス等の必要な量の見込み
（１）指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（２）指定障害児通所支援等の必要な量の見込み ・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（３）施設入居者の地域生活への移行等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
（４）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・・・・・・・・・・・・・５７
（５）地域生活支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
（６）福祉施設から一般就労への移行等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
（７）医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置 ・・・・・・・・６０
（８）発達障害者等に対する支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
（９）高次脳機能障害者に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
（１０）相談支援体制の充実・強化等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
（１１）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上・・６２
（１２）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 ・・・・・・・・・・・・・６２
（１３）地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 ・・・・・・・・・・・・・・・・６３
３　障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策 ・・・・・・・・・・・・・６４

第４章　障害者支援施設等の必要入所定員総数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６

第５章　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項 ・・・６８

第６章　地域生活支援事業等の実施に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・７５

第１章　基本的事項

１　計画策定の根拠及び趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第８９条及び児童福祉法第３３条の２２の規定に基づき、都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画を一体的に策定するものです。また、本計画は、国の基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号。令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号により改正。）に即し、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（以下「市町村障害福祉計画等」といいます。）の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」といいます。）並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」といいます。）の提供体制の確保に関して定めるものです。

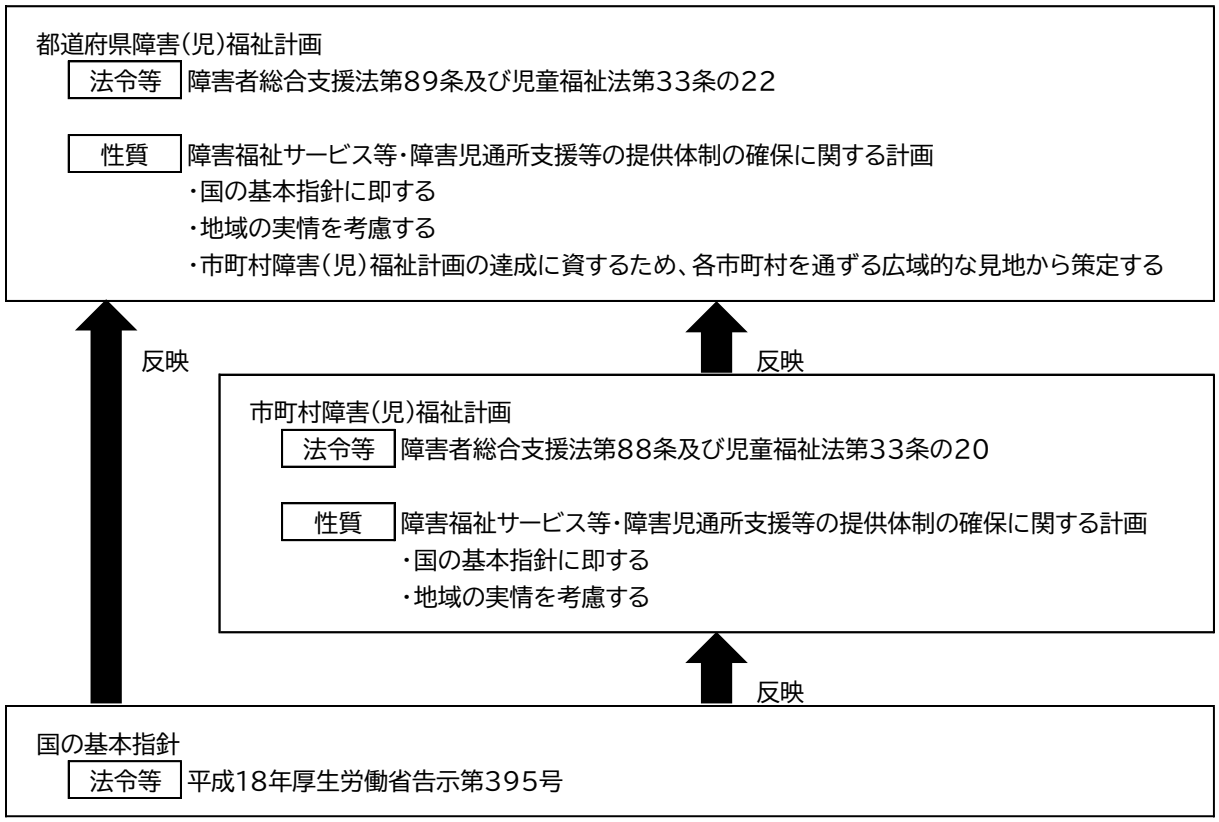

２　基本理念

（１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体は市町村を基本とします。また、障害福祉サービスの対象者を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって１８歳以上のもの並びに障害児とし、サービスの充実と地域間で格差のあるサービス水準の是正を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源の最大限の活用を図ります。特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、医療的ケアが必要な者や強度行動障害の状態にある者などの重度障害者であっても、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。また、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、市町村による、地域生活への移行等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイ等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を支援するとともに、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えて、障害の種別にかかわらず、これらの機能の更なる強化を図ります。こうした拠点等の機能強化に当たっては、相談支援を中心として、障害者等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行います。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。以下同じ。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

加えて、様々な障害特性に応じた支援体制を構築できるよう、地域のきめ細やかなニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の整備や人材の確保・育成に取り組みます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

人口減少や単身世帯の増加、特に障害福祉分野では、障害者の重度化・高齢化や親なき後の生活など家族が抱える課題は複雑化･複合化している中で、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組を進めるとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築の推進に取り組みます。

（５）障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については県及び政令指定都市を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。加えて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理等医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

（６）障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があることから、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策に取り組みます。また、相談支援を担う人材の確保を図るとともに、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を一層充実する必要があることから、介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進します。

（７）障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえた支援に取り組むことで、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成３０年法律第４７号）を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に

関する法律（令和元年法律第４９号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第５０号）、手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）等を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、行政情報のアクセシビリティの向上を進めるとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援従事者の派遣、支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据えた幅広い年齢層の支援者の養成、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

３　計画の概要

（１）策定の目的

本計画では、障害者基本法第１１条第２項に規定されている都道府県障害者計画である「みやぎ障害者プラン」の推進及び地域生活移行等の数値目標を達成するため、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量の設定並びにその確保のための方策を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供が計画的に図られるようにすることを目的としています。

（２）策定の経過

本計画は、障害者総合支援法第８９条第８項及び第９項並びに児童福祉法第３３条の２２第７項及び第８項の規定により、県の障害福祉施策に関する審議会である「宮城県障害者施策推進協議会」及び「宮城県障害者自立支援協議会」の審議を経て、県民意見提出手続（パブリックコメント）に寄せられた県民の皆様の声や障害福祉関係団体等からの御意見を踏まえながら、策定いたしました。

令和８年	８月２５日 ９月１日	令和８年度第１回宮城県障害者施策推進協議会 令和８年度第１回宮城県障害者自立支援協議会 ・宮城県障害福祉計画の進捗状況（令和７年度）について ・宮城県障害福祉計画の策定について ・宮城県障害福祉計画の成果目標設定方針について
〃	１１月１０日 １１月１９日	令和８年度第２回宮城県障害者自立支援協議会 令和８年度第２回宮城県障害者施策推進協議会 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
〃	●●月●●日	県民意見提出手続（パブリックコメント）（●●月●●日まで） ・宮城県障害福祉計画の中間案について
〃	１２月●●日	宮城県議会環境福祉委員会での報告 ・宮城県障害福祉計画の中間案について
令和●年	２月●●日 ２月●●日	令和８年度第３回宮城県障害者施策推進協議会 令和８年度第３回宮城県障害者自立支援協議会 ・宮城県障害福祉計画の最終案について
〃	３月●●日	宮城県議会環境福祉委員会での報告 ・宮城県障害福祉計画の最終案について
〃	３月	宮城県障害福祉計画策定・公表

【参考】宮城県障害者施策推進協議会委員（令和８年８月２５日現在）

氏名	所属等	備考
阿部　重樹	学校法人東北学院　常任理事	会長
磯谷　裕治	宮城県精神障がい者家族連合会 （精神保健福祉家族会仙台みどり会　役員）	
伊藤　恵	宮城県知的障害者福祉協会　監事 （第二共生園　施設長）	
大野　英子	宮城県特別支援学校長会 （宮城県立角田支援学校　校長）	
川村　有紀	仙台スピーカーズビューロー	
黒須　貫	宮城県市長会 （角田市長）	
齋藤　友美枝	宮城障害者職業センター　所長	
佐藤　純子	宮城県精神保健福祉協会	
佐藤　敬広	宮城県障害者スポーツ協会　理事長	
佐藤　裕信	発達支援ひろがりネット　代表	
佐藤　雅彦	宮城労働局職業安定部 職業対策課 課長	
柴崎　由美子	エイブル・アート・ジャパン　　代表理事	
首藤　奈津子	宮城県聴覚障害者協会　理事	
丹野　賢二	宮城県商工会議所連合会 （仙台商工会議所中小企業支援部　部長・理事）	
寺澤　薫	宮城県町村会　副会長 （七ヶ浜町長）	
登米　祐也	宮城県医師会　常任理事	
野口　和人	東北大学大学院教育学研究科　教授	副会長
町田　有希子	宮城県手をつなぐ育成会 副会長 （仙台市手をつなぐ育成会家族会　会長）	
桃井　健次	宮城県商工会連合会　専務理事	
森　正義	宮城県障がい者福祉協会　会長	

（五十音順・敬称略）

（３）区域の設定

本計画の数値目標等の設定に当たっては、「みやぎ障害者プラン」で定める次の障害保健福祉圏域（７圏域）を基本としています。

圏域	構成市町村
仙南	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
仙台	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
大崎	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
栗原	栗原市
登米	登米市
石巻	石巻市、東松島市、女川町
気仙沼	気仙沼市、南三陸町

（４）計画の期間並びに達成状況の分析及び評価

本計画の期間は、令和９年度から令和１１年度までとします。また、本計画の達成状況については、毎年度、宮城県障害者施策推進協議会に実施状況の報告を行い、分析及び評価を行うとともに、その結果を公表することとします。

【参考】障害福祉サービス等の種類と内容

障害者総合支援法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護※	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常時介護を要する者に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行う
同行援護※	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う
行動援護※	知的・精神障害により、行動上著しい困難を有する者が行動する際に生じうる危険回避のために必要な援護、外出支援等を行う
療養介護	医療と常時介護を要する者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を要する者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する
短期入所※	居宅で介護を行う者が病気の場合などに、施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度障害者等包括支援※	介護の必要性が非常に高い者に、複数のサービスを包括的に行う
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練（機能訓練）	身体障害者・難病等対象者に対して、施設等又は居宅を訪問して、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行う

サービスの種類	サービスの概要
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害者に対して、施設等又は居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の日常生活を営むために必要な訓練等を行う
就労移行支援	就労を希望する６５歳未満の障害者で、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる者に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援Ａ型	一般企業等で雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な６５歳未満の者に対し、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労継続支援Ｂ型	就労移行支援事業を利用したが、一般企業等での雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等に対して、就労・生産活動の機会を提供し、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う
就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決の支援を行う
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先の選択の支援を行う
自立生活援助	一人暮らしを希望する者等の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、随時の相談や要請があった際は、訪問、電話、メール等による支援を行う
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、日常生活上の援助を行う
地域移行支援	障害者支援施設の入所者や精神科病院の入院患者等に対して、住居の確保や、地域生活に移行するための相談等の支援を行う
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等への支援を行う
計画相談支援	①サービス利用支援 支給決定に係るサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行う ②継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整を行う

※のサービスについては障害児も利用可能

児童福祉法によるサービス

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う
医療型児童発達支援	未就学の障害児（肢体不自由児）に対して、児童発達支援と治療を行う
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児に対して、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
障害児相談支援	障害児支援の利用について、障害児支援利用計画の作成や施設等との連絡調整、モニタリング等を行う
福祉型障害児入所支援	障害児に対して、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う
医療型障害児入所支援	知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児に対して、疾病の治療・看護、また、食事・排せつ・入浴等の介護、身体能力及び日常生活能力の維持・向上のための訓練等を行う

第２章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

＜成果目標＞

項目	目標	備考
地域生活 移行者数	令和８年度から１１年度末までの 地域生活移行者数を１２８人とする	令和７年度末時点の施設入所者数 （１，７７３人）の約７%相当

（注１）施設入所者

施設入所支援のサービスを利用している障害者をいいます。

（障害児入所施設に入所する障害児は含みません。）

（注２）地域生活への移行

入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を共同生活援助、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等へ移行することをいいます（家庭復帰を含む）。

【参考】第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画（以下「７期計画等」といいます。）における成果目標等

項目	成果目標	備考
地域生活 移行者数	令和５年度から８年度末までの地域生活移行者数を１２１人とする	令和４年度末時点の施設入所者数 （１，７５２人）の約７%相当

項目	実績			
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	累計
地域生活移行者数	13 人	18 人	74 人	105 人

＜目標設定の考え方＞

住みたいところを選び、自立した暮らしを継続するなど、障害者本人の意思や希望、選択が尊重された生活を実現するためには、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、地域生活に移行することが必要になっています。

国の基本指針においては、令和７年度末時点の施設入所者数の６%以上が地域生活へ移行することとするとともに、令和１１年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から５%以上削減する（令和８年度末において、令和８年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加える）ことを基本とするとされています。

このため、成果目標としては、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、地域生活移行者数を設定することとし、県全体としての地域生活移行を推進する趣旨から市町村計画との整合を図りつつ、１２８人（令和７年度末時点の施設入所者数の約７%）とします。

一方、施設入所者数の削減については、人口当たりの入所定員数は全国平均を下回っており、また、県内の入所待機者数が、障害の重度化や本人又は親等の高齢化を理由として、在宅から施設入所を希望する方など、令和５年度以降５７０人前後で推移していることから、設定しな

いことといたしました。

県としては、入所待機者が一定数おられることを考慮して、施設入所者数の削減目標は設定しませんが、地域移行等意向確認等に関する指針（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生 労働省令第１７２号）第２４条の３第１項に規定する地域移行等意向確認等に関する指針をいう。以下同じ。）を踏まえ、適切な意思決定のもと、自立した生活を希望する方が安心して地域での暮らしができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の確保や地域生活支援の充実を図り、施設入所者の地域生活への移行を進めていきます。

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（１）精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数

＜成果目標＞

項目	目標
平均生活日数	令和１１年度において３２４．７日以上

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
平均生活日数	３２５．３日以上	－	－

※実績は、国において未公表。

（２）精神病床における１年以上の長期入院患者数及び退院患者の３０日以上の再入院率

＜成果目標＞

項目		目標
１年以上の長期入院患者数	６５歳未満	令和１１年度において ６３４人以下
	６５歳以上	令和１１年度において １，９６９人以下
	７５歳以上	令和１１年度において １，４３３人以下
	４０歳以上の 認知症である者	令和１１年度において ９１２人以下
【新規目標】 退院患者の３０日以上の再入院率	退院後９０日時点	令和１１年度において ９．５%以下
	退院後１８０日時点	令和１１年度において １６．２%以下
	退院後３６５日時点	令和１１年度において ２５．３%以下

（３）心のサポーター数及び住民のこころの状態（Ｋ６）

＜成果目標＞

項目	目標
【新規目標】 心のサポーター数	令和１１年度末において９，０００人
【新規目標】 Ｋ６高得点者（１０点以上）の割合	令和１０年度調査において９．４％以下

※Ｋ６は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。最高得点（満点）の場合は２４点となる。合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされており、合計得点１０点以上を「心理的苦痛を感じている状態」としている。

【参考】７期計画等における成果目標等

項目		成果目標	実績	
			令和６年度	令和７年度
１年以上の長期入院患者数	６５歳未満	６３５人以下	814 人	757 人
	６５歳以上	１，７９３人以下	2,110 人	1,972 人
早期退院率	入院後３か月時点	６８．９％以上	－	－
	入院後６か月時点	８４．５％以上	－	－
	入院後１年時点	９１．０％以上	－	－

※入院後３か月時点、６か月時点及び１年時点の退院率の実績は、国において未公表。

＜目標設定の考え方＞

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むなど、地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進することにより、精神障害者の地域移行や地域定着が可能となります。

国の基本指針においては、令和１１年度において精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数の平均を３１９．３日以上とすることを基本とするとしていますが、県では、令和４年度実績が３２３．３日であり既に国の目標指標を達成していることから、県の実績値をもとに目標指標を上方修正し、３２４．７日以上としています。また、入院中の精神障害者に関する目標値のうち、精神病床における１年以上長期入院患者数は、国の基本指針に定められた算定式の計算によって求めることとされているほか、退院患者の精神病床への３０日以上の再入院率は、退院後９０日時点で１０．３％以下、退院後１８０日時点で１７．４％以下、退院後３６５日時点で２５．７％以下とすること（目標値設定時点で既に当該基準を下回っている場合は、当該時点における退院患者の精神病床への３０日以上の再入院率以下とすること）を基本としています。

さらに、国の基本指針においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築す

るためには地域住民に対する普及啓発が重要であることから、令和１５年度末までに全国の心のサポーター数を１００万人とすることを目指し、都道府県においては、将来人口を勘案して目標値を設定することとされています。また、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、住民の心理的ストレスを含む精神的な問題の程度を把握することとされており、その把握に当たっては、住民のこころの状態を示す尺度であるＫ６（過去３０日間の心理的ストレスの程度を６項目の質問により測定する指標）を使用して評価することを基本としています。令和７年国民生活基礎調査結果では、本県は、Ｋ６高得点者（１０点以上）の割合が１１．０％と全国平均よりも高いことから、東日本大震災以前（平成２２年国民生活基礎調査結果）の値である９．４％以下とすることとしています。

このため、成果目標については、「第８次宮城県地域医療計画」と整合を図りながら、国の基本指針で示された考え方、及び本県におけるこれまでの実績等を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

３　福祉施設から一般就労への移行等

＜成果目標＞

項目	目標		備考
年間一般就労移行者数	令和１１年度において福祉施設（注１）を退所し、一般就労する者の数を７８８人とする		令和６年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数（６２９人）の約１．２５倍
	うち就労移行支援	５７７人	５０２人の１．１５倍
	うち就労継続Ａ型	１１３人	６９人の約１．６４倍
	うち就労継続Ｂ型	９８人	４８人の約２．０４倍
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	令和１１年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする		
就労定着支援事業の利用者数	令和１１年度末における就労定着支援事業の利用者数を６７７人以上とする		令和６年度実績（４４０人）の約１．５４倍
就労定着率（注２）	令和１１年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする		
【新規目標】就労選択支援事業所の設置数	自立支援協議会の設置圏域ごとに就労選択事業所を１事業所以上設置する		
【新規目標】就労選択支援を利用する障害者の数	令和１１年度の就労選択支援事業所を利用する障害者の数を２２１人以上とする		
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築	県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める		

（注１）福祉施設

生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）

を提供する障害福祉サービス事業所等をいいます。

（注２）就労定着率

前年度末から過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において３年６か月以上６年６か月未満に該当した者の割合をいいます。

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標		備考
年間一般就労移行者数	令和８年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数を６６８人とする		令和３年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数（４５２人）の約１．４８倍
	うち就労移行支援	５２３人	３７４人の約１．４０倍
	うち就労継続Ａ型	９０人	４６人の約１．９６倍
	うち就労継続Ｂ型	５５人	２８人の約１．９６倍
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築	県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合	令和８年度末において、就労移行支援事業所のうち 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とする		
就労定着支援事業の利用者数	令和８年度末における就労定着支援事業の利用者数を４５３人以上とする		令和３年度実績（３３３人）の約１．３６倍
就労定着率	令和８年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とする		

項目		実績	
		令和６年度	令和７年度
年間一般就労移行者数	全体	６２９人	５８０人
	うち就労移行支援	５０２人	４５３人
	うち就労継続Ａ型	６９人	６３人
	うち就労継続Ｂ型	４８人	５９人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合		５６．０％	４６．２％
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築		宮城県障害者雇用支援合同会議１回開催	宮城県障害者雇用支援合同会議１回開催
就労定着支援事業の利用者数		４４０人	４６５人
就労定着率が７割以上の事業所の割合		１２．５％	７．５％

＜目標設定の考え方＞

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める必要があります。

国の基本指針においては、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和１１年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定することとされ、具体的には、令和６年度の一般就労への移行実績の１．３１倍以上とすることを基本とし、この際、就労移行支援事業については同実績の１．１４倍以上、就労継続支援Ａ型事業については１．５２倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については１．６７倍以上を目指すこととされています。また、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とするとされています。

さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされ、利用者数は令和６年度の実績の１．４７倍以上、定着率は就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすることを基本とするとされています。また、障害者本人の希望や就労能力、適性等に合った就労先や働き方の選択を支援するため、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置するとともに、令和１１年度に就労選択支援を利用する障害者の数を全国で８２，０００人以上とすることを基本とするとされています。

加えて、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進めることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、県全体

としての就労移行を推進する趣旨から市町村計画との整合を図り、上記のとおり設定します。

４　障害児支援の提供体制の整備等

（１）重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

＜成果目標＞

項目	目標
児童発達支援センターの中核的な支援機能の確保	令和１１年度末までに各市町村において確保（困難な場合には各圏域で確保）
障害児の地域へのインクルージョン推進のための協議の場の設置	令和１１年度末までに県及び各市町村で協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置）

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
児童発達支援センターの設置	令和８年度末までに各市町村に少なくとも１か所以上（困難な場合には各圏域に１か所以上）	５圏域 ２０市町村	５圏域 ２０市町村
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	令和８年度末までに各市町村で構築	１圏域 ８市町村	３圏域 １０市町村

（注）児童発達支援センターを設置済みの市町村数については、複数市町村により設置している市町村の数も含みます。

＜目標設定の考え方＞

障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援については、障害児の障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要であり、児童発達支援センター等による中核的な支援機能を確保し、重層的な地域支援体制の構築を図ることが重要とされています。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに、各市町村において児童発達支援センター等による中核的な支援機能を確保することを基本とするとされています。中核的な支援機能としては、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能及び地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能の４つが示されています。また、障害児の地域社会への参加・インクルージョンを推進するため、各都道府県及び各市町村又は圏域において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とするとされています。このため、成果目標については、国の基本指針で示された

考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

（２）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実

＜成果目標＞

項目	目標
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定	難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に記載した取組を着実に進める
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の設置を継続し、早期療育に向けた取組を進める

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の策定	令和８年度末までに計画策定	策定済み	
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	令和８年度末までに段階的整備	整備済み	

＜目標設定の考え方＞

難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携は極めて重要であり、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」が令和４年２月２５日に取りまとめた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定することとされており、その際、令和１１年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とするとされています。

成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画として、「みやぎ障害者プラン」に定めた聴覚障害児等の療育支援体制の整備に係る取組を着実に進めることとします。具体的には、新生児聴覚検査の受検体制及び検査後のフォローアップ体制の整備、医療・保健・福祉・教育分野の連携体制の構築、関係機関相互の課題の共有や解決に向けた意見交換並びに家族への相談支援、学校等

への巡回支援及び支援者向け研修等を推進します。

さらに、難聴児支援のための中核的機能については、令和６年度に設置した「みやぎこどものきこえ相談センター（ことりん）」の運営を継続し、同センターを中心として、関係機関との連携を図りながら、早期療育に向けた取組を進めます。

（３）主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

＜成果目標＞

項目	目標
児童発達支援事業所（または障害児通所支援事業所等）の設置	令和１１年度末までに各市町村に少なくとも１か所以上（困難な場合には各圏域に１か所以上）
放課後等デイサービス事業所の設置	令和１１年度末までに各市町村に少なくとも１か所以上（困難な場合には各圏域に１か所以上）

（注）重症心身障害児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態の障害児をいいます。

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	令和８年度末までに各市町村に少なくとも１か所以上（困難な場合には各圏域に１か所以上）	５圏域 １９市町村	５圏域 １９市町村
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置		６圏域 １６市町村	６圏域 １６市町村

（注）設置済みの市町村数については、複数市町村により設置している市町村の数も含みます。

＜目標設定の考え方＞

重症心身障害児が健やかに成長するように支援するためには、人数やニーズを把握した上で、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上確保することを基本とするとされています。また、地域の実情により、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等を確保することでも差し支えないとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

（４）医療的ケア児等のための協議会又は関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜成果目標＞

項目	目標	備考
市町村ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和１１年度末までに各市町村に協議の場を設置する	単独の市町村での設置が困難な場合は、圏域又は複数の市町村で設置することが可能
医療的ケア児等支援地域協議会	令和１１年度末までに県に医療的ケア児等支援地域協議会を設置する また、医療的ケア児等支援センターを参画させる	
市町村ごとのコーディネーターの配置	令和１１年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	単独の市町村での配置が困難な場合は、圏域又は複数の市町村で配置することが可能
県のコーディネーターの配置	県が配置したコーディネーターの配置を継続する	配置済み

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
医療的ケア児支援センターの設置	県が設置した医療的ケア児支援センターの設置を継続する	設置済み	
市町村ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和８年度末までに各市町村に協議の場を設置する	３０市町村	３３市町村
圏域ごとの保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	単独の市町村での設置が困難な場合、令和８年度末までに県が各圏域に協議の場を設置する	４圏域	７圏域
県の保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場	令和８年度末までに県に協議の場を設置する	設置済み	
市町村ごとのコーディネーターの配置	令和８年度末までに各市町村にコーディネーターを配置する	２７市町村	３１市町村
圏域ごとのコーディネーターの配置	単独の市町村での設置が困難な場合、令和８年度末までに県が各圏域にコーディネーターを配置する	７圏域	７圏域
県のコーディネーターの配置	令和８年度末までに県にコーディネーターを配置する	配置済み	

＜目標設定の考え方＞

医療的ケア児及び重症心身障害児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるように、地域における人数やニーズを把握した上で、障害児支援等の充実を図ることが必要です。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに、各都道府県において、医療的ケア児等支援地域協議会を設置すること及び当該協議会に医療的ケア児等支援センターが参画すること並びに当該センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。また、各市町村が協議の場の設置及びコーディネーターの配置を単独で行うことが困難である場合は、都道府県が関与した上で、圏域又は複数の市町村で協議の場の設置及びコーディネーターの配置を行うことも可能としています。

成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、令和４年度に宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを配置していることから、その継続を図ることとし、また、市町村における協議の場及びコーディネ

ーターについては、７期計画等の目標達成に向けて取り組んでいるところであり、市町村単位での整備が進んでいることから、上記のとおり設定します。

（５）障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

＜成果目標＞

項目	目標
移行調整の協議の場の設置	令和６年度に設置した仙台市との移行調整に係る協議の場を継続的に運営し、関係機関との連携体制の定着を図る。また、児童ごとの状況に応じた個別調整や関係機関による定期的な情報共有を行い、１８歳到達後の適切な移行に向けた支援の充実を図る

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
移行調整の協議の場の設置	令和８年度末までに仙台市と連携し移行調整に係る協議の場を共同設置する	設置済	

＜目標設定の考え方＞

障害児入所支援については、入所している児童が１８歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、都道府県及び指定都市は支援に携わる市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整を進めていく必要があります。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、令和６年度に県と仙台市が共同で設置した移行調整に係る協議の場を継続的に運営し、関係機関との連携体制の定着を進めるとともに、児童ごとの状況に応じた個別調整や関係機関による定期的な情報共有を行い、１８歳到達後の適切な移行に向けた支援の充実を図ることとし、上記のとおり設定します。

（６）【新規目標】障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

＜成果目標＞

項目	目標
伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保	令和１１年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する

＜目標設定の考え方＞

障害児及びその家族が地域で安心して生活していくためには、障害児相談支援の質及び量を確保し、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制を構築するとともに、障害児相談支援を利用していない場合も含め、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、ライフステージを通じた伴走的な相談支援体制を確保することが必要です。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制を確保することを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

（７）【新規目標】強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備

＜成果目標＞

項目	目標
支援ニーズの把握及び支援体制の整備	令和１１年度末までに、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

＜目標設定の考え方＞

強度行動障害の状態にある児が、身近な地域で適切な支援を受けながら安心して生活していくためには、その状況や支援ニーズを把握するとともに、状態が重度化する前からの予防的な支援、専門的な人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することが必要です。

国の基本指針においては、令和１１年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のと

おり設定します。

5　地域生活支援の充実

＜成果目標＞

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和１１年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築する
運用状況の検証、検討	年１回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証、検討
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	令和１１年度末までに各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
地域生活支援拠点等の整備	令和８年度末までに 各市町村に１か所以上	３１市町村 １５箇所	１０拠点 ４圏域
運用状況の検証、検討	年１回以上運用状況を 検証、検討	１回	１回
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備	強度行動障害を有する 障害者の支援体制の整備	１８市町村 ４圏域	１８市町村 ４圏域

＜目標設定の考え方＞

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるためには、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及び拠点コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められていますが、それらの機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は複数の機関が分担して機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備が重要とされています。また、強度行動障害の状態にある者の支援体制の充実を図るためには、障害福祉サービス等において、適切な支援ができるよう、支援ニーズの把握を行い、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要があります。

国の基本指針では、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整

備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、拠点コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるほか、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。また、強度行動障害の状態にある者に関しては、令和１１年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

６　相談支援体制の充実・強化等

＜成果目標＞

項目	目標
基幹相談支援センター、地域相談支援拠点等及び協議会の設置・整備	令和１１年度末までに各市町村において、基幹相談支援センター、地域相談支援拠点等及び協議会を設置・整備（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、これらを連携させ、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	令和１１年度末までに協議会において、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する
【新規目標】 のぞまないセルフプラン（本人の意思に基づかず、利用者又はその家族が作成したサービス等利用計画等）の解消	令和１１年度末までに県及び市町村において、相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする

【参考】７期計画等における成果目標等

項目	成果目標	実績	
		令和６年度	令和７年度
基幹相談支援センターの設置	令和８年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する	３０市町村	３０市町村
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	令和８年度末までに協議会において、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発･改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保	３回	１３４回

＜目標設定の考え方＞

障害者等、とりわけ、重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業者等は、障害者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携が必要になります。

さらに、障害者等がその意思に基づき、適切な相談支援を受けながら障害福祉サービス等を利用できるよう、相談支援の質及び量を確保し、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援の提供体制を構築することが重要です。

国の基本指針においては、相談支援体制を充実・強化するため、令和１１年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置・整備した上で、これらを連携させることを基本とするとされています。また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、令和１１年度末までに、基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とするとされています。

さらに、都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和１１年度末までに、のぞまないセルフプラン（本人の意思に基づかず、利用者又はその家族が作成したサービス等利用計画等）の件数をゼロにすることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備については、複数市町村による共

同設置・整備を含め、各市町村において行うこととし、その他の目標については、上記のとおり設定します。

7【新規目標】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

＜成果目標＞

項目	目標
相談支援専門員研修等の実施	県において「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置	県において人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置する
生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置	県において当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る

＜目標設定の考え方＞

障害者等が地域で安心して生活するためには、障害福祉サービス等に従事する人材を安定的に確保するとともに、その資質の向上を図ることが必要です。また、障害者本人の意思や希望を尊重した質の高い支援を継続的に提供できるよう、意思決定支援を適切に実施するとともに、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上を通じて、職場環境及び経営の改善を図ることが重要です。

国の基本指針においては、障害福祉人材の確保・定着を図るため、都道府県が管内市町村と連携し、地域のニーズを踏まえて専門人材を計画的に養成することとされており、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施することを基本とするとされています。また、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成２９年３月３１日付け障発０３３１第１５号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別添。以下「意思決定支援ガイドライン」という。）の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対して、同ガイドライン等を活用した研修を実施することを基本とするとされています。

さらに、各事業所における当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の取組を推進するため、各都道府県において、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置することを基本とするとされています。また、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上や、これを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のと

おり設定します。

８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

＜成果目標＞

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和１１年度末までに県及び各市町村で体制を構築する
障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率	令和１１年度末までに、県、仙台市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を１００％とする

＜目標設定の考え方＞

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度（障害者総合支援法第７６条の３の規定に基づき都道府県知事等が事業所の報告内容を公表する制度をいう。以下同じ。）において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要です。

国の基本指針においては、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいとされたほか、都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を１００パーセントとすることを基本とするとされています。

このため、成果目標については、国の基本指針で示された考え方を踏まえた上で、上記のとおり設定します。

第３章　支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策

前章で設定した成果目標を達成するため、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）並びに指定通所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定通所支援等」といいます。）の実施に関する考え方に基づき、活動指標（成果目標を達成するための必要な量等をいいます。以下同じ。）としてサービス見込量（指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込みをいいます。以下同じ。）を設定するとともに、必要な見込量の確保のための方策を定めました。

サービス見込量の算定に当たっては、市町村において、利用者のニーズ調査の実施など地域の利用実態等の把握に努め、各地域の実情に応じ、市町村障害福祉計画等においてサービス見込量を設定することとしており、県では、市町村障害福祉計画等に設定するサービス見込量を基本として、圏域ごとのサービス見込量を設定し、各圏域の合計値を県全体のサービス見込量として設定しました。

併せて、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等に向けた支援、医療的ケア児等に対する支援、発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」といいます。）の支援、高次脳機能障害者に対する支援、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上、障害福祉サービス等の質の向上について、活動指標を設定しました。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第３６条第５項及び児童福祉法第２１条の５の１５第５項に基づくいわゆる総量規制については、生活介護、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを対象として、圏域ごとのサービス見込量や利用状況等を踏まえて、本計画に定める必要な量に達している場合など、本計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、対象圏域の市町村の意見を踏まえた上で、事業者指定の可否を判断します。

１　障害福祉サービス等の実施に関する考え方

障害児者が、安心して日常生活及び社会生活を在宅で送るためには、訪問系サービス（居宅介護等）や日中活動系サービス（生活介護等）など、各種サービスの量と質の双方を一層充実させることが必要であることから、県内の全ての地域において、適切なサービスを身近で受けられるよう、各圏域における実情を踏まえ、サービス事業所等の計画的な整備を促進します。また、福祉施設や精神病床からの退所・退院後の住まいの場の整備が求められていることから、グループホーム等の充実等に取り組みます。

さらに、これらのサービスを支える介護職員の給与水準の向上やキャリアアップ制度の拡充など、処遇改善と質の向上の両面から人材の確保・育成に取り組みます。

なお、「宮城県立精神医療センター」は、施設が老朽化し建替が必要な状態となっており、建替に伴う移転再編について協議が行われています。建替に当たっては、身体合併症への対応や災害拠点精神科病院の指定などの宮城県の精神科医療提供体制の課題の解決を図ることができるように整備を進める必要があります。

【補足】
利　用　量:各年度3月のサービス利用量
実利用者数:各年度3月のサービス利用者数
事 業 所 数:各年度末時点の数
（令和8年度のみ4月1日時点）

2　障害福祉サービス等の必要な量の見込み

（１）指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み

①居宅介護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	時間分	73,291	76,556	80,235
実利用者数	人	3,122	3,268	3,421
事業所数	事業所	383	405	426

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	時間分	72,369	76,599	80,248
実利用者数	人	3,009	4,008	2,923
事業所数	事業所	377	375	363

【参考】令和７年度における実利用者数（4,008人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	1,854(46%)	764(19%)	1,066(27%)	265(7%)	59(1%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	時間分	2,849	2,894	2,927
	実利用者数	人	163	167	170
	事業所数	事業所	20	21	21
仙台	利用量	時間分	67,277	70,373	73,862
	実利用者数	人	2,723	2,858	2,999
	事業所数	事業所	289	309	329
うち仙台市	利用量	時間分	44,344	44,787	45,235
	実利用者数	人	2,139	2,246	2,358
	事業所数	事業所	212	219	226
大崎	利用量	時間分	703	703	703
	実利用者数	人	47	47	47
	事業所数	事業所	25	26	27
栗原	利用量	時間分	705	692	692
	実利用者数	人	51	50	50
	事業所数	事業所	7	7	7
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	10	10	10
石巻	利用量	時間分	927	938	950
	実利用者数	人	81	82	83
	事業所数	事業所	26	26	26
気仙沼	利用量	時間分	830	956	1,101
	実利用者数	人	57	64	72
	事業所数	事業所	6	6	6

②重度訪問介護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	時間分	41,304	43,688	46,186
実利用者数	人	154	170	186
事業所数	事業所	302	314	326

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	時間分	40,572	43,493	44,020
実利用者数	人	133	325	133
事業所数	事業所	359	298	289

【参考】令和７年度における実利用者数（325人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	292(90%)	18(6%)	1(0%)	14(4%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	時間分	1,407	1,558	1,709
	実利用者数	人	10	12	14
	事業所数	事業所	16	16	16
仙台	利用量	時間分	38,993	41,226	43,573
	実利用者数	人	137	151	165
	事業所数	事業所	232	243	255
うち仙台市	利用量	時間分	28,878	30,033	31,234
	実利用者数	人	95	104	114
	事業所数	事業所	175	178	182
大崎	利用量	時間分	894	894	894
	実利用者数	人	6	6	6
	事業所数	事業所	22	23	23
栗原	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	7	7	7
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	5	5	5
石巻	利用量	時間分	10	10	10
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	17	17	17
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	3	3	3

③同行援護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	時間分	5,209	5,519	5,877
実利用者数	人	369	387	407
事業所数	事業所	87	94	99

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	時間分	4,798	5,063	5,530
実利用者数	人	368	421	314
事業所数	事業所	85	81	79

【参考】令和７年度における実利用者数（421人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	410(97%)	5(1%)	3(1%)	3(1%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	時間分	130	152	173
	実利用者数	人	12	14	16
	事業所数	事業所	4	4	4
仙台	利用量	時間分	4,772	5,029	5,320
	実利用者数	人	334	348	363
	事業所数	事業所	70	76	81
うち仙台市	利用量	時間分	3,811	3,925	4,043
	実利用者数	人	266	274	282
	事業所数	事業所	52	53	53
大崎	利用量	時間分	8	8	8
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	8	9	9
栗原	利用量	時間分	43	43	43
	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	時間分	25	25	25
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	利用量	時間分	231	262	308
	実利用者数	人	16	18	21
	事業所数	事業所	2	2	2

④行動援護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	時間分	1,325	1,628	2,015
実利用者数	人	77	91	109
事業所数	事業所	45	47	50

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	時間分	1,000	1,140	894
実利用者数	人	59	79	65
事業所数	事業所	38	40	41

【参考】令和７年度における実利用者数（79人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	2(3%)	49(62%)	13(16%)	15(19%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	時間分	69	69	69
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	4	4	4
仙台	利用量	時間分	1,232	1,535	1,922
	実利用者数	人	68	82	100
	事業所数	事業所	36	38	41
うち仙台市	利用量	時間分	680	884	1,149
	実利用者数	人	36	48	64
	事業所数	事業所	25	26	28
大崎	利用量	時間分	6	6	6
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	利用量	時間分	13	13	13
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
石巻	利用量	時間分	5	5	5
	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑤重度障害者等包括支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	時間分	0	0	0
実利用者数	人	0	0	0
事業所数	事業所	3	4	5

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	時間分	0	0	0
実利用者数	人	0	0	0
事業所数	事業所	0	0	0

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	3	4
うち仙台市	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
大崎	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	利用量	時間分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑥生活介護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	89,963	91,214	92,427
実利用者数	人	3,989	4,058	4,120
事業所数	事業所	338	347	355

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	96,988	100,366	97,101
実利用者数	人	5,021	5,167	4,392
事業所数	事業所	204	209	328

【参考】令和７年度における実利用者数（5,167人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	1,312(25%)	3,611(70%)	239(5%)	5(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	6,490	6,588	6,668
	実利用者数	人	338	343	347
	事業所数	事業所	38	39	39
仙台	利用量	人日分	66,931	67,991	69,033
	実利用者数	人	2,845	2,903	2,955
	事業所数	事業所	172	179	186
うち仙台市	利用量	人日分	40,280	40,850	41,420
	実利用者数	人	2,120	2,150	2,180
	事業所数	事業所	109	109	109
大崎	利用量	人日分	2,644	2,644	2,644
	実利用者数	人	116	116	116
	事業所数	事業所	34	35	36
栗原	利用量	人日分	6,028	6,028	6,028
	実利用者数	人	274	274	274
	事業所数	事業所	16	16	16
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	29	29	29
石巻	利用量	人日分	2,413	2,466	2,518
	実利用者数	人	138	141	144
	事業所数	事業所	39	39	39
気仙沼	利用量	人日分	5,457	5,497	5,536
	実利用者数	人	278	281	284
	事業所数	事業所	10	10	10

⑦自立訓練（機能訓練）

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	561	562	562
実利用者数	人	37	37	37
事業所数	事業所	31	32	33

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	265	353	299
実利用者数	人	34	38	37
事業所数	事業所	6	9	28

【参考】令和７年度における実利用者数（38人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	33(87%)	0(0%)	3(8%)	2(5%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	7	7	7
仙台	利用量	人日分	551	552	552
	実利用者数	人	35	35	35
	事業所数	事業所	14	15	16
うち仙台市	利用量	人日分	245	245	245
	実利用者数	人	29	29	29
	事業所数	事業所	10	10	10
大崎	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
石巻	利用量	人日分	10	10	10
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	9	9	9
気仙沼	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑧自立訓練（生活訓練）

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	6,189	6,525	6,954
実利用者数	人	292	303	320
事業所数	事業所	50	51	52

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	4,302	5,175	5,856
実利用者数	人	263	289	288
事業所数	事業所	36	34	47

【参考】令和７年度における実利用者数（289人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	23(8%)	70(24%)	196(68%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	240	239	239
	実利用者数	人	12	12	12
	事業所数	事業所	1	1	1
仙台	利用量	人日分	5,725	6,053	6,452
	実利用者数	人	262	272	287
	事業所数	事業所	32	33	34
うち仙台市	利用量	人日分	3,484	3,484	3,484
	実利用者数	人	200	200	200
	事業所数	事業所	27	27	27
大崎	利用量	人日分	10	10	10
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	利用量	人日分	22	22	22
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	利用量	人日分	91	100	130
	実利用者数	人	8	9	11
	事業所数	事業所	12	12	12
気仙沼	利用量	人日分	101	101	101
	実利用者数	人	8	8	8
	事業所数	事業所	1	1	1

⑨就労選択支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	187	215	242
事業所数	事業所	17	20	27

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	0	23	156
事業所数	事業所	0	9	11

【参考】令和７年度における実利用者数（23人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	3(13%)	13(57%)	7(30%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	0	0	1
仙台	実利用者数	人	164	186	212
	事業所数	事業所	12	15	20
うち仙台市	実利用者数	人	120	132	144
	事業所数	事業所	6	6	6
大崎	実利用者数	人	4	4	4
	事業所数	事業所	2	2	2
栗原	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
石巻	実利用者数	人	9	10	11
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	6	11	11
	事業所数	事業所	0	0	1

⑩就労移行支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	13,224	13,886	14,677
実利用者数	人	697	721	752
事業所数	事業所	67	69	72

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	12,079	12,196	13,038
実利用者数	人	752	736	682
事業所数	事業所	59	61	59

【参考】令和７年度における実利用者数（736人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	60(8%)	86(12%)	585(79%)	5(1%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	482	665	931
	実利用者数	人	34	48	69
	事業所数	事業所	3	3	3
仙台	利用量	人日分	11,871	12,358	12,891
	実利用者数	人	607	617	627
	事業所数	事業所	46	48	51
うち仙台市	利用量	人日分	7,493	7,493	7,493
	実利用者数	人	459	459	459
	事業所数	事業所	34	34	34
大崎	利用量	人日分	100	100	100
	実利用者数	人	8	8	8
	事業所数	事業所	7	7	7
栗原	利用量	人日分	264	264	264
	実利用者数	人	12	12	12
	事業所数	事業所	1	1	1
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	利用量	人日分	184	195	205
	実利用者数	人	17	18	19
	事業所数	事業所	5	5	5
気仙沼	利用量	人日分	323	304	286
	実利用者数	人	19	18	17
	事業所数	事業所	3	3	3

⑪就労継続支援Ａ型

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	27,461	29,059	30,919
実利用者数	人	1,157	1,190	1,225
事業所数	事業所	70	78	87

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	25,493	25,850	30,614
実利用者数	人	1,297	1,264	1,367
事業所数	事業所	68	61	59

【参考】令和７年度における実利用者数（1,264人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	136(11%)	489(39%)	620(49%)	19(2%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	1,760	1,816	1,878
	実利用者数	人	86	89	92
	事業所数	事業所	5	5	5
仙台	利用量	人日分	24,375	25,917	27,673
	実利用者数	人	985	1,015	1,046
	事業所数	事業所	52	59	67
うち仙台市	利用量	人日分	12,293	12,464	12,635
	実利用者数	人	647	656	665
	事業所数	事業所	32	32	32
大崎	利用量	人日分	259	259	259
	実利用者数	人	14	14	14
	事業所数	事業所	6	7	7
栗原	利用量	人日分	594	594	626
	実利用者数	人	27	27	27
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	利用量	人日分	369	369	379
	実利用者数	人	38	38	39
	事業所数	事業所	3	3	3
気仙沼	利用量	人日分	104	104	104
	実利用者数	人	7	7	7
	事業所数	事業所	0	0	1

⑫就労継続支援Ｂ型

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	141,020	150,863	160,968
実利用者数	人	6,966	7,429	7,895
事業所数	事業所	375	387	401

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	127,809	143,301	143,134
実利用者数	人	7,230	7,945	6,946
事業所数	事業所	338	364	361

【参考】令和７年度における実利用者数（7,945人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	789(10%)	3,950(50%)	3,186(40%)	20(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	10,165	10,440	10,704
	実利用者数	人	555	571	585
	事業所数	事業所	28	28	29
仙台	利用量	人日分	115,468	124,363	133,532
	実利用者数	人	5,575	5,985	6,400
	事業所数	事業所	252	262	273
うち仙台市	利用量	人日分	65,776	71,232	76,688
	実利用者数	人	4,111	4,452	4,793
	事業所数	事業所	187	187	187
大崎	利用量	人日分	3,351	3,351	3,351
	実利用者数	人	196	196	196
	事業所数	事業所	30	31	32
栗原	利用量	人日分	4,818	5,104	5,390
	実利用者数	人	219	232	245
	事業所数	事業所	9	9	9
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	15	15	15
石巻	利用量	人日分	3,582	3,894	4,206
	実利用者数	人	225	245	265
	事業所数	事業所	33	34	35
気仙沼	利用量	人日分	3,636	3,711	3,785
	実利用者数	人	196	200	204
	事業所数	事業所	8	8	8

⑬就労定着支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	570	626	691
事業所数	事業所	47	49	55

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	440	465	486
事業所数	事業所	38	38	38

【参考】令和７年度における実利用者数（465人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	34(7%)	67(14%)	363(78%)	1(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	17	18	20
	事業所数	事業所	1	1	1
仙台	実利用者数	人	474	522	578
	事業所数	事業所	36	38	41
うち仙台市	実利用者数	人	349	379	412
	事業所数	事業所	28	28	28
大崎	実利用者数	人	31	34	37
	事業所数	事業所	4	4	6
栗原	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	実利用者数	人	15	17	19
	事業所数	事業所	3	3	4
石巻	実利用者数	人	18	20	22
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	10	10	10
	事業所数	事業所	1	1	1

⑭療養介護

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	418	422	427
事業所数	事業所	6	7	8

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	402	622	400
事業所数	事業所	4	4	4

【参考】令和７年度における実利用者数（622人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	541(87%)	77(12%)	4(1%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	61	61	62
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	実利用者数	人	200	198	197
	事業所数	事業所	5	6	7
うち仙台市	実利用者数	人	133	133	133
	事業所数	事業所	3	3	3
大崎	実利用者数	人	58	61	64
	事業所数	事業所	1	1	1
栗原	実利用者数	人	15	16	16
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	実利用者数	人	17	16	15
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	実利用者数	人	40	40	40
	事業所数	事業所	0	0	0
気仙沼	実利用者数	人	27	30	33
	事業所数	事業所	0	0	0

⑮短期入所

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	13,416	14,217	15,062
実利用者数	人	2,423	2,613	2,810
事業所数	事業所	224	250	278

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	10,125	9,710	12,298
実利用者数	人	1,627	2,111	2,155
事業所数	事業所	174	191	194

【参考】令和７年度における実利用者数（2,111人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	児童	難病
実利用者数	324(15%)	1,262(60%)	91(4%)	433(21%)	1(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	429	451	458
	実利用者数	人	68	71	73
	事業所数	事業所	12	13	13
仙台	利用量	人日分	9,821	10,441	11,118
	実利用者数	人	1,628	1,759	1,897
	事業所数	事業所	131	150	170
うち仙台市	利用量	人日分	4,426	4,780	5,162
	実利用者数	人	802	842	884
	事業所数	事業所	95	107	120
大崎	利用量	人日分	1,557	1,681	1,805
	実利用者数	人	340	369	398
	事業所数	事業所	22	25	27
栗原	利用量	人日分	396	422	449
	実利用者数	人	74	79	84
	事業所数	事業所	11	11	12
登米	利用量	人日分	384	402	420
	実利用者数	人	70	78	86
	事業所数	事業所	20	22	24
石巻	利用量	人日分	610	595	581
	実利用者数	人	186	197	208
	事業所数	事業所	22	23	25
気仙沼	利用量	人日分	219	225	231
	実利用者数	人	57	60	64
	事業所数	事業所	6	6	7

⑯自立生活援助

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	20	22	24
事業所数	事業所	5	6	8

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	18	13	11
事業所数	事業所	4	4	3

【参考】令和７年度における実利用者数（13人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	0(0%)	2(15%)	11(85%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
仙台	実利用者数	人	17	19	21
	事業所数	事業所	4	5	7
うち仙台市	実利用者数	人	11	11	11
	事業所数	事業所	2	2	3
大崎	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0

⑰共同生活援助

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	4,699	5,031	5,386
事業所数	戸	812	849	890

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	3,778	4,039	4,312
事業所数	戸	720	752	759

【参考】令和７年度における実利用者数（4,039人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	359(9%)	2,261(56%)	1,416(35%)	3(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	363	381	397
	事業所数	戸	59	59	61
仙台	実利用者数	人	3,055	3,327	3,624
	事業所数	戸	552	580	610
うち仙台市	実利用者数	人	2,186	2,389	2,611
	事業所数	戸	425	425	425
大崎	実利用者数	人	467	487	507
	事業所数	戸	58	62	67
栗原	実利用者数	人	151	156	161
	事業所数	戸	24	25	25
登米	実利用者数	人	143	143	143
	事業所数	戸	32	32	32
石巻	実利用者数	人	400	414	428
	事業所数	戸	75	79	82
気仙沼	実利用者数	人	120	123	126
	事業所数	戸	12	12	13

⑱施設入所支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	1,797	1,792	1,794
事業所数	施設	41	44	47

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	1,695	1,739	1,765
事業所数	施設	37	37	36

【参考】令和７年度における実利用者数（1,739人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	541(31%)	1,159(67%)	38(2%)	1(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	205	202	199
	事業所数	施設	5	5	5
仙台	実利用者数	人	841	842	841
	事業所数	施設	22	24	26
うち仙台市	実利用者数	人	522	522	522
	事業所数	施設	15	15	15
大崎	実利用者数	人	254	267	280
	事業所数	施設	3	3	3
栗原	実利用者数	人	112	100	97
	事業所数	施設	2	2	2
登米	実利用者数	人	100	97	94
	事業所数	施設	3	3	3
石巻	実利用者数	人	148	146	144
	事業所数	施設	3	4	5
気仙沼	実利用者数	人	137	138	139
	事業所数	施設	3	3	3

⑲計画相談支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	6,847	7,296	7,776
事業所数	事業所	235	255	275

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	4,569	5,036	6,773
事業所数	事業所	200	217	210

【参考】令和７年度における実利用者数（5,036人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	905(18%)	2,429(48%)	1,683(33%)	18(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	404	419	435
	事業所数	事業所	16	16	16
仙台	実利用者数	人	4,718	5,126	5,564
	事業所数	事業所	152	171	190
うち仙台市	実利用者数	人	2,280	2,555	2,858
	事業所数	事業所	100	111	123
大崎	実利用者数	人	412	412	412
	事業所数	事業所	28	29	30
栗原	実利用者数	人	143	143	143
	事業所数	事業所	8	8	8
登米	実利用者数	人	148	149	150
	事業所数	事業所	8	8	8
石巻	実利用者数	人	886	911	936
	事業所数	事業所	15	15	15
気仙沼	実利用者数	人	136	136	136
	事業所数	事業所	8	8	8

⑳地域相談支援（地域移行支援）

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	11	11	11
事業所数	事業所	64	70	76

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	3	5	7
事業所数	事業所	58	61	59

【参考】令和７年度における実利用者数（5人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	0(0%)	0(0%)	5(100%)	0(0%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	4	4	4
	事業所数	事業所	2	2	2
仙台	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	53	59	65
うち仙台市	実利用者数	人	3	3	3
	事業所数	事業所	45	50	55
大崎	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	3	3	3

㉑地域相談支援（地域定着支援）

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	63	66	69
事業所数	事業所	66	72	78

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	47	55	79
事業所数	事業所	60	63	61

【参考】令和７年度における実利用者数（55人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病
実利用者数	10(18%)	26(47%)	18(33%)	1(2%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	18	20	21
	事業所数	事業所	2	2	2
仙台	実利用者数	人	43	44	46
	事業所数	事業所	55	61	67
うち仙台市	実利用者数	人	5	5	5
	事業所数	事業所	45	50	55
大崎	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	2	2	2
気仙沼	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	3	3	3

（２）指定障害児通所支援等の必要な量の見込み

①児童発達支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	24,814	26,001	27,281
実利用者数	人	2,041	2,079	2,120
事業所数	事業所	228	244	258

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	16,341	17,501	24,143
実利用者数	人	1,962	2,226	2,011
事業所数	事業所	183	209	212

【参考】令和７年度における実利用者数（2,226人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	90(4%)	1,383(62%)	38(2%)	715(32%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	766	803	851
	実利用者数	人	94	99	105
	事業所数	事業所	13	14	15
仙台	利用量	人日分	19,150	19,919	20,748
	実利用者数	人	1,542	1,544	1,546
	事業所数	事業所	159	168	177
うち仙台市	利用量	人日分	7,241	7,020	6,806
	実利用者数	人	1,016	985	955
	事業所数	事業所	110	110	110
大崎	利用量	人日分	1,479	1,595	1,711
	実利用者数	人	120	130	140
	事業所数	事業所	19	21	22
栗原	利用量	人日分	130	116	116
	実利用者数	人	9	8	8
	事業所数	事業所	6	6	6
登米	利用量	人日分	617	657	697
	実利用者数	人	52	56	60
	事業所数	事業所	7	8	9
石巻	利用量	人日分	2,285	2,499	2,713
	実利用者数	人	173	188	203
	事業所数	事業所	20	22	24
気仙沼	利用量	人日分	387	412	445
	実利用者数	人	51	54	58
	事業所数	事業所	4	5	5

②放課後等デイサービス

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	128,367	142,363	158,140
実利用者数	人	7,161	7,778	8,454
事業所数	事業所	456	479	503

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	70,975	78,353	111,876
実利用者数	人	5,566	7,744	6,315
事業所数	事業所	379	406	433

【参考】令和７年度における実利用者数（7,744人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	421(5%)	5,102(66%)	273(4%)	1,948(25%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	4,194	4,594	5,062
	実利用者数	人	332	363	400
	事業所数	事業所	26	27	27
仙台	利用量	人日分	104,784	117,091	131,091
	実利用者数	人	5,586	6,098	6,662
	事業所数	事業所	330	343	358
うち仙台市	利用量	人日分	50,699	55,769	61,346
	実利用者数	人	4,056	4,462	4,908
	事業所数	事業所	238	238	238
大崎	利用量	人日分	8,017	8,591	9,165
	実利用者数	人	453	479	505
	事業所数	事業所	41	44	48
栗原	利用量	人日分	1,434	1,524	1,630
	実利用者数	人	95	101	108
	事業所数	事業所	7	8	8
登米	利用量	人日分	2,338	2,479	2,620
	実利用者数	人	157	168	179
	事業所数	事業所	9	10	11
石巻	利用量	人日分	5,906	6,242	6,567
	実利用者数	人	420	441	461
	事業所数	事業所	31	34	37
気仙沼	利用量	人日分	1,694	1,842	2,005
	実利用者数	人	118	128	139
	事業所数	事業所	12	13	14

③保育所等訪問支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	446	523	632
実利用者数	人	229	271	330
事業所数	事業所	48	52	58

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	178	252	303
実利用者数	人	123	161	184
事業所数	事業所	35	39	43

【参考】令和７年度における実利用者数（161人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	1(1%)	58(36%)	12(7%)	90(56%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	52	76	118
	実利用者数	人	25	34	50
	事業所数	事業所	1	1	1
仙台	利用量	人日分	208	244	294
	実利用者数	人	100	119	147
	事業所数	事業所	29	32	35
うち仙台市	利用量	人日分	90	102	114
	実利用者数	人	45	51	57
	事業所数	事業所	17	17	17
大崎	利用量	人日分	93	96	99
	実利用者数	人	18	19	20
	事業所数	事業所	7	7	8
栗原	利用量	人日分	3	3	3
	実利用者数	人	2	2	2
	事業所数	事業所	2	2	2
登米	利用量	人日分	19	19	19
	実利用者数	人	19	19	19
	事業所数	事業所	2	2	2
石巻	利用量	人日分	14	17	18
	実利用者数	人	9	11	12
	事業所数	事業所	3	3	3
気仙沼	利用量	人日分	57	68	81
	実利用者数	人	56	67	80
	事業所数	事業所	4	5	7

④居宅訪問型児童発達支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
利用量	人日分	112	121	129
実利用者数	人	20	21	22
事業所数	事業所	6	8	9

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用量	人日分	73	78	95
実利用者数	人	14	14	16
事業所数	事業所	3	3	3

【参考】令和７年度における実利用者数（14人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	10(71%)	1(7%)	0(0%)	3(21%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	利用量	人日分	2	2	2
	実利用者数	人	1	1	1
	事業所数	事業所	1	1	1
仙台	利用量	人日分	77	77	77
	実利用者数	人	15	15	15
	事業所数	事業所	3	4	5
うち仙台市	利用量	人日分	62	62	62
	実利用者数	人	10	10	10
	事業所数	事業所	0	0	0
大崎	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
栗原	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
登米	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	0	0	0
石巻	利用量	人日分	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
	事業所数	事業所	1	1	1
気仙沼	利用量	人日分	33	42	50
	実利用者数	人	4	5	6
	事業所数	事業所	1	2	2

⑤福祉型障害児入所施設

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	48	48	48
事業所数	施設	1	1	1

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	32	36	55
事業所数	施設	1	1	1

【参考】令和７年度における実利用者数（36人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	0(0%)	35(97%)	0(0%)	1(3%)

⑥医療型障害児入所施設

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	47	47	47
事業所数	施設	4	4	4

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	50	48	51
事業所数	施設	4	4	4

【参考】令和７年度における実利用者数（48人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	38(79%)	1(3%)	0(0%)	9(25%)

⑦障害児相談支援

＜県計画値＞

項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	人	2,108	2,335	2,592
事業所数	事業所	215	237	265

【参考】７期計画等における実績値　　※令和８年度のみ見込値

項目	単位	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	人	1,281	1,482	1,827
事業所数	事業所	181	192	189

【参考】令和７年度における実利用者数（1,482人）の内訳（単位：人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他
実利用者数	88(6%)	657(44%)	56(4%)	681(46%)

＜圏域ごとの計画値＞

圏域	項目	単位	令和９年度	令和10年度	令和11年度
仙南	実利用者数	人	160	204	261
	事業所数	事業所	18	23	31
仙台	実利用者数	人	1,435	1,594	1,770
	事業所数	事業所	137	152	169
うち仙台市	実利用者数	人	562	671	800
	事業所数	事業所	88	98	109
大崎	実利用者数	人	104	105	106
	事業所数	事業所	22	23	24
栗原	実利用者数	人	18	18	18
	事業所数	事業所	8	8	8
登米	実利用者数	人	28	31	34
	事業所数	事業所	7	7	8
石巻	実利用者数	人	323	343	363
	事業所数	事業所	15	16	17
気仙沼	実利用者数	人	40	40	40
	事業所数	事業所	8	8	8

（３）施設入所者の地域生活への移行等

＜県計画値＞

項目		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
【新規指標】 居室の個室化率	箇所数	895 箇所	900 箇所	900 箇所
	率	80%	80%	80%
【新規指標】 居室のユニット化率	箇所数	28 箇所	28 箇所	28 箇所
	率	24%	24%	24%
【新規指標】 日中活動の場と住まいの場の分離率		72%	77%	77%
【新規指標】 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数		1,989 回	2,104 回	2,104 回

※仙台市に所在する施設分を除く

（４）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

＜県計画値＞

項目		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
【新規指標】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価の実施回数	県	2 回	2 回	2 回
	圏域	7 回	7 回	7 回
	市町村	45 回	45 回	45 回
【新規指標】 心のサポーター養成研修実施回数	県	9 回	9 回	9 回
	圏域	9 回	9 回	9 回
	市町村	7 回	10 回	11 回
精神障害者の地域移行支援利用者数		15 人	15 人	14 人
精神障害者の地域定着支援利用者数		27 人	29 人	32 人
精神障害者の共同生活援助利用者数		1,711 人	1,846 人	1,993 人
精神障害者の自立生活援助利用者数		18 人	19 人	19 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数		210 人	212 人	215 人
【新規指標】 精神障害者の短期入所利用者数		407 人	426 人	445 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）		324 人	324 人	324 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）		32 人	32 人	32 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）		48 人	48 人	48 人

【参考】７期計画等における実績

項目	令和６年度		令和７年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
精神障害者の地域移行支援利用者数	22 人	11 人	24 人	12 人
精神障害者の地域定着支援利用者数	45 人	14 人	50 人	25 人
精神障害者の共同生活援助利用者数	1,333 人	1,374 人	1,429 人	1,567 人
精神障害者の自立生活援助利用者数	51 人	11 人	54 人	10 人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）利用者数	479 人	196 人	529 人	184 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（在宅）	293 人	282 人	293 人	324 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（障害福祉施設）	28 人	41 人	28 人	32 人
精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数（介護施設）	36 人	39 人	36 人	48 人

（５）地域生活支援の充実

＜県計画値＞

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１９箇所	１９箇所	１９箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回

【参考】７期計画等における実績

項目	令和６年度		令和７年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
地域生活支援拠点等の設置箇所数	１５箇所	１５箇所	１７箇所	１６箇所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回	１回

（６）福祉施設から一般就労への移行等

＜県計画値＞

項目	指標	７期計画等における実績
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	令和１１年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを 788 人とする	計画値　668 人 令和６年度　619 人 令和７年度　575 人
障害者に対する職業訓練の受講	令和１１年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを 236 人とする	計画値　255 人 令和６年度　215 人 令和７年度　189 人
福祉施設から公共職業安定所への誘導	令和１１年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを 859 人とする	計画値　725 人 令和６年度　437 人 令和７年度　687 人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	令和１１年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援が受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを 100 人とする	計画値　135 人 令和６年度　64 人 令和７年度　80 人
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	令和１１年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを 453 人とする	計画値　450 人 令和６年度　362 人 令和７年度　247 人

（7）医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置

＜県計画値＞

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
配置人数	３人	３人	３人

※市町村実施分を除く

（注）医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター

医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等及びその家族の相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行うほか、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修等の業務や連絡調整を行う。

【参考】７期計画等における実績

項目	令和６年度		令和７年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
配置人数	３人	３人	３人	３人

※医療的ケア児等コーディネーターの養成人数は２５９人（令和８年３月３１日現在）

（8）発達障害者等に対する支援

＜県計画値＞

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
発達障害者支援地域協議会の開催	１回	１回	１回
発達障害者支援センターによる相談支援	２８０件	２８０件	２８０件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	９００回	９００回	９００回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	１２０回	１２０回	１２０回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	７０人	７０人	７０人
ペアレントメンターの人数	２５人	２５人	２５人
ピアサポートの活動への参加人数	１７８人	１７８人	１７８人

※市町村実施分を除く

【参考】７期計画等における実績

項目	令和6年度	令和7年度
発達障害者支援地域協議会の開催	1回	1 回
発達障害者支援センターによる相談支援	454 件	368 件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	837 回	956 回
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	118 回	160 回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	96 人	75 人
ペアレントメンターの人数	20 人	24 人
ピアサポートの活動への参加人数	100 人	139 人

（9）【新規指標】高次脳機能障害者に対する支援

＜県計画値＞

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	１箇所	１箇所	１箇所
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	１回	１回	１回
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	１人	１人	１人
高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	１００件	１１０件	１２０件
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数	５件	５件	５件

※仙台市実施分を除く

（１０）相談支援体制の充実・強化等

＜県計画値＞

項目		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
【新規指標】 相談支援の体制整備の取組	アドバイザーの配置の人数	１人	１人	１人
	市町村に対して実施する研修等の開催回数	２１回	２１回	２１回

【参考】７期計画等における実績

項目		令和６年度	令和７年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	３回	１３４回
	参加事業者・機関数	２２者	２６４者

（１１）【新規指標】障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

＜県計画値＞

項目		令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
相談支援専門員研修の修了者数	初任者	９０人	９０人	９０人
	現任	９０人	９０人	９０人
	主任	１８人	１８人	１８人
サービス管理責任者等研修の修了者数	基礎	３００人	３００人	３００人
	実践	２５０人	２５０人	２５０人
	更新	４００人	４００人	４００人
相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定ガイドライン等を活用した研修	実施回数	１回	１回	１回
	修了者数	３０人	４０人	５０人
人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の利用事業所数		３０事業所	５０事業所	６０事業所
福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合		９０．０%	９０．５%	９１．０%

（１２）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

＜県計画値＞

項目	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
指導監査結果の関係市町村との共有回数	１回	１回	１回

【参考】７期計画等における実績

項目		令和６年度		令和７年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
指導監査結果の関係市町村との共有回数		１回	１回	１回	１回
相談支援専門員研修の修了者数	初任者	９０人	８５人	９０人	１０４人
	現任	９０人	９６人	９０人	６４人
	主任	１８人	１０人	１８人	１２人
サービス管理責任者等研修の修了者数	基礎	３００人	３７６人	３００人	３４９人
	実践	２５０人	３０７人	２５０人	３１１人
	更新	４００人	１７６人	４００人	２０３人
相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定ガイドライン等を活用した研修	実施回数	１回	１回	１回	１回
	修了者数	３０人	４０人	４０人	７８人

（１３）地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

＜県計画値＞

項目	令和１１年度
基盤整備量（利用者数）	２，３１０人

（注）地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害者を支える地域の保健、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。

令和５年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされています。

3　障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策

（1）指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の提供体制の確保

各圏域で必要な指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等を見込み、各圏域のサービス提供体制の確保に努めます。

【関連する主な事業】

・知的障害者グループホーム体験ステイの推進

一定期間の体験型グループホームの利用を通じて、障害者の自立した生活への移行を支援します。

・障害者福祉施設整備費補助

障害福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部を補助します。

・宮城県船形の郷による支援

宮城県船形の郷は建替え整備が完了し宮城県介護研修センターが併設されたことから、県全域におけるセーフティネット機能を継続して担っていくほか、地域福祉の拠点として情報発信や宮城県介護研修センターの研修機能等も活用しながら民間施設の支援力向上を支援します。

・精神障害者地域移行支援

精神障害者が、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、入院患者の地域移行や、安定した地域生活を継続するための支援等を行います。

・地域精神保健福祉対策

精神障害者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、包括的な支援が確保されるよう、相談支援体制を整えることが重要です。住民にとって身近な市町村における相談支援体制を整えるとともに、体制整備にあたっては、県による支援など地域における連携が必要です。

保健所及び精神保健福祉センターにおいては、精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施し、地域における精神疾患患者の早期発見・早期治療及び再発防止や、関係機関が参集するケア会議等を通じて、精神保健医療福祉に関する重層的な支援体制を構築します。

・依存症対策

依存症問題を抱える本人や家族を対象とした個別相談や家族教室、支援者を対象とした研修会等の実施、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の指定など、発生予防から進行予防、再発予防に至るまで切れ目のない支援体制を構築します。

・医療的ケア児等体制整備推進

医療的ケア児者及びその家族の支援のため、宮城県医療的ケア児等相談支援センター「ちるふぁ」における相談支援や医療型短期入所に係るコーディネーター配置による人材育成及び事業所支援、看護師確保による障害児通所支援事業所での医療的ケア児者等の受入促進等を行い、身近な地域における支援体制の構築を進めます。

・発達障害者地域支援マネジャー配置

各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等からの依頼に基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。

・就労移行等連携調整

特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の意向を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援します。

・障害者就労における連携構築支援

就労移行支援事業所等と企業等の連携関係の構築を主軸として、就労移行支援事業所等への情報提供や、雇用のミスマッチを防ぐため就労前の職場体験プログラムや実習機会の提供により就労促進と定着を図ります。

・農福連携による工賃向上支援

障害者就労支援事業所で働く障害者の農業分野への就労を促進し、工賃向上を図るため、農業技術や６次産業化等に係る指導・助言や販路拡大等の支援を行います。

・障害者工賃向上支援総合対策

障害者就労支援事業所で働く障害者の工賃等の向上のため、事業所の経営改善支援や販路拡大支援、農業分野への就労促進や共同受注窓口の機能強化等により、事業者を総合的に支援します。

・県自立支援協議会の運営

市町村が設置する協議会等の有機的なネットワークの構築、障害児者の支援体制の充実に向けた取組や課題に関する調整・協議等により、県内の障害福祉に係る広域的な課題の解決等を図ります。

（２）必要な人材の確保・育成

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に係る人材を質・量ともに確保するよう努めます（各取組の説明は第５章以降に記載）。

【関連する主な事業】

・障害福祉関係施設人材確保支援
・相談支援従事者研修の実施
・居宅介護従業者等養成研修の推進
・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の実施
・介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進
・障害支援区分認定調査員研修・市町村審査会委員研修の実施
・高次脳機能障害支援養成研修の実施
・リハビリテーションの推進

第４章　障害者支援施設等の必要入所定員総数

１　指定障害者支援施設の必要入所定員総数

＜指定障害者支援施設の入所定員総数＞

令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
1,944	人	1,944	人	1,944	人

＜考え方＞

令和８年４月１日現在の指定障害者支援施設の入所定員総数は１，９４４人ですが、令和１１年度まで定員の増減はない予定です。

引き続き地域での生活を希望する入所者の地域生活移行に取り組みますが、入所者の中には地域での生活が困難な方も多い状況にあること、また、現在は在宅で生活されている方の中にも、障害の重度化等を理由として施設入所の希望が一定数あり、入所待機者数は横ばいの状況にあること、さらに、障害児入所施設における１８歳以上の入所者が成人期にふさわしい環境に移行できるような対応も必要になっていることを踏まえ、定員数を維持することとします。

２　指定障害児入所施設の必要入所定員総数

＜指定障害児入所施設の入所定員総数＞

	令和９年度		令和 10 年度		令和 11 年度	
福祉型	60	人	60	人	60	人
医療型	561	人	561	人	561	人

※医療型障害児入所施設の定員のうち４８０人分については、療養介護の定員と重複している。

＜考え方＞

令和８年４月１日現在の福祉型障害児入所施設の入所定員総数は６０人、医療型障害児入所施設の定員は療養介護と合わせて５６１人ですが、令和１１年度まで定員の増減はない予定です。

障害児入所施設については、現在の利用状況を勘案し、定員数を維持することとします。

なお、福祉型障害児入所施設については、入所している児童の特性等により多床室を個室として使用する場合があるなどの事情により、定員数まで障害児を受け入れられない現状にありますが、市町村等の関係機関との連携を強化して１８歳に達した入所者の受入体制を確保することとします。また、医療型障害児入所施設の入所者のうち１８歳に達した入所者は、療養介護に移行していますが、医療型障害児入所施設及び療養介護の入所待機者は横ばいの状況が続いており、小児移行期を含めた重症心身障害児者の受入病床の確保に当たり、様々な課題の解決に向けた対応を検討します。

入所している児童が１８歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、支援学校、監護者、児童相談所、市町村、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整の責任主体として引き続き「協議の場」を設けて移行調整を進めていきます。また、県内の移行状況を把握

し、移行先として必要な地域資源について中長期的な見通しを立てるとともに、障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域の資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行います。

さらに、地域との交流機会の確保に取り組む等、地域に開かれた施設の体制整備に努めます。

第５章　人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項

１　サービスに従事する人材の確保・定着

県においては、社会福祉分野全体を対象とした医療・福祉人材の確保・育成に取り組んでいますが、それらの取組との連携を図り、指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの事業者における人材の確保・定着に努めます。

①　障害福祉関係施設人材確保支援

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人に対し、介護職員初任者研修等の受講料及び代替職員人件費相当分の補助を行います。

さらに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

②　障害者相談支援従事者研修の実施

障害福祉サービス等の利用支援等の援助技術や困難事例に対する支援方法について、初任者研修や現任研修を実施し、相談支援事業に従事する相談支援専門員の確保に努めます。また、これらの研修修了者に対して、専門コース別研修や、基幹相談支援センター等において地域の指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成研修を実施し、資質の向上を図ります。

③　居宅介護従業者等養成研修の推進

障害者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、指定事業者による以下の研修の実施を推進します。

・居宅介護職員初任者研修
・重度訪問介護従業者養成研修統合課程
・同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程
・全身性障害者移動介護従業者養成研修
・行動援護従業者養成研修
・強度行動障害支援者養成研修基礎研修課程・実践研修課程

④　サービス管理責任者･児童発達支援管理責任者研修の実施

障害福祉サービスを提供するに当たり配置が求められるサービス管理責任者等について、その提供体制とサービスの質を確保するための研修を実施します。

⑤　介護職員等によるたんの吸引等の研修の推進

在宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、関連法令及び制度を周知するとともに、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を推進します。

⑥　障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修の実施

障害支援区分の判定等が円滑に行われるよう、障害支援区分認定調査員や市町村審査会委員に対する研修を実施します。

⑦　高次脳機能障害者支援養成研修の実施

高次脳機能障害を有する者が暮らしやすい社会を実現するため、障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して、障害の特性に応じた支援を実施できる支援者を養成する研修を実

施します。

⑧　リハビリテーションの推進

地域自立生活支援の視点から、障害児者の支援に携わる専門職及び支援者に対し、リハビリテーションに関する技術の向上を図るため、研修会等を実施します。

⑨　障害児支援における人材育成の推進

どの地域においても質の高い障害児支援の提供を図るため、国の令和９年度以降の本格実施に向けた障害児支援に係る研修の内容等も踏まえつつ、地域の実情を踏まえた研修を実施します。

２　指定障害福祉サービス等の事業者等に対する第三者評価及び情報公表制度

県では、平成２１年４月に宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例を制定し、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会を設置しています。令和７年度末時点で、障害福祉サービスの評価機関として７機関を認証しており、評価実績を高めていくとともに、良質かつ適切な障害福祉サービスが提供されるよう、第三者評価制度の普及啓発に努めます。また、障害者総合支援法等の改正により、平成３０年度から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要であることから、当該制度の事業者に対する周知、利用しやすい仕組みづくりや普及啓発に取り組みます。併せて、事業者による確実な報告を促すとともに、指定更新時に報告状況を確認し、情報の公表率及び更新率の向上を図ります。

３　その他の人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組

令和９年４月に施行される社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、県では、市町村及び関係機関等と連携し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に従事する者の確保・定着及び資質の向上並びに当事者の視点に立ったケアの充実のための生産性向上に取り組み、質の高いサービス等の提供の確保と安定した経営基盤の確立に努めます。具体的には、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置するとともに、当事者の視点に立ったケアの充実のための生産性向上や、これを通じた職場環境の改善及び経営改善の支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、両者の連携を図ります。また、これらの取組を進めるに当たっては、市町村との情報共有及び意見交換を行い、地域における人材確保や事業所運営上の課題及び支援ニーズを把握するとともに、市町村と連携して必要な支援に取り組みます。

４　障害者等に対する虐待の防止

平成２４年１０月に施行された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号。以下「障害者虐待防止法」という。）を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じ、近年の通報・相談件数の増加等を踏まえ、事実確認調査の徹底と虐待対応体制の整備、重篤事例等の検証について、より一層の推進を図るものとするとされています。また、県においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防

止と対応の手引き（厚生労働省・こども家庭庁作成）」に沿って、障害者虐待防止法第３６条第１項の規定に基づく「都道府県障害者権利擁護センター」を中心として、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害児者関係団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークを活用し、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的な検証を行うこととされています。

こうしたことから、県では、引き続き、障害者虐待防止法に基づき、関係機関・団体、有識者等との連携協力体制を整備するとともに、「宮城県障害者権利擁護センター」を設置、運営し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等、虐待防止に向けた体制の整備に取り組んでいきます。

さらに、指定障害福祉サービス事業所等の設置者・管理者に対する各種研修事業や指導監査等の機会を通じて、虐待事案の未然防止及び早期発見を図っていきます。

５　意思決定支援の促進

県は、指導監査等の機会を通じて、意思決定支援ガイドラインを踏まえた意思決定支援の取組状況やサービス担当者会議・個別支援会議における本人の同席等の状況を確認すること等により、障害福祉サービス等事業所における意思決定支援の推進を図っていきます。

６　障害者等の社会参加の促進

県では、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、宮城県障害者福祉センター等の施設を運営し、障害者又はその家族に関する各種相談、機能訓練、障害者福祉に関する各種研修、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成のほか、社会との交流の促進に取り組むことで、障害者等の社会参加の促進を図っていきます。

（１）障害者スポーツ等の振興及び文化芸術活動支援

スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害者の社会参加を促進するとともに、健康増進を図り、自己表現、生活の質の向上を図るため、宮城県障害者総合体育センター等を活用して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催します。あわせて障害者スポーツ指導員を養成し、障害者がスポーツに参加する機会の拡大及び実施環境の整備を図ります。また、障害の種類及び程度その他の事情に応じた合理的配慮の提供に留意しながら、障害者が身近な地域でスポーツに参加できる環境の整備を進めます。その際、学校部活動の地域展開等の動きも踏まえ、地域の実情に応じて、教育、スポーツ、文化及び障害保健福祉を担当する関係部局並びに関係団体等との連携を図ります。

障害者週間（１２月３日から９日まで）に合わせた書道、写真、作文やポスターの展示会の開催や、障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援するほか、県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進し、文化芸術活動の振興や障害者理解の促進を図ります。さらに、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等のアクセシブルな書籍等の利用推進に必要な電子書籍等や全国的ネットワークであるサピエ図書館

の利用体験を公立図書館など地域の関係機関で実施し、普及啓発を行います。

（２）情報保障の推進

視覚障害者に対し、点字図書や録音図書などを製作し、情報提供を行うとともに、点訳・音訳等奉仕員を養成する「宮城県視覚障害者情報センター（愛称：アイてらすみやぎ）」を運営します。施設の老朽化が進んだことから、県立視覚支援学校と一体的に整備することとし令和４年度から建替整備を進め、令和５年９月より新建物で供用開始しています。新たな建物については、段差解消のほか、エレベーター、バリアフリートイレ、スロープ等を整備してバリアフリー化を図るとともに、様々な利用者がくつろぎ、コミュニケーションを図ることができる場として、交流スペースを新設しています。今後も視覚障害者だけでなく他障害の方、ボランティア、地域住民等一般の方にとっても利用できる施設を目指します。

聴覚障害者に対し、総合的・専門的な相談事業や、聴覚障害に関する様々な情報提供、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣等を行い、聴覚障害者と地域の交流・社会参加を促進する「宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：みみサポみやぎ）」の運営委託を行うとともに、令和３年４月に「手話言語条例（令和３年条例第３２号）」が施行されたことや、手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年法律第７８号）が施行されたことを踏まえ、手話の普及と手話に対する理解の促進を図ります。また、意思疎通支援人材の持続可能なサービス提供体制の構築を見据え、若年層を含む幅広い年齢層の支援者の養成や、意思疎通支援者を養成する指導者の確保等に向けた研修受講の促進に取り組みます。さらに、障害当事者によるＩＣＴの活用を促進するとともに、関係部局との連携を図り、行政情報のアクセシビリティの向上に取り組みます。

７　障害を理由とする差別の解消の推進

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現のためには、障害や障害のある人に対する深い理解が必要であるとともに、日常生活や社会生活における障害者等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。また、平成２８年４月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）」が、令和３年４月には「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（令和３年条例第３１号。以下「共生社会づくり条例」という。）」が施行され、県民を含む全ての人に対し、障害者やその家族・関係者に対する不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、行政機関や事業者による合理的配慮の提供が義務づけられています。

また、令和５年３月に改定された国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」では、次の２つが重視されています。

・障害者が受ける制限は社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという「社会モデル」の考え方を浸透させること

・障害者と行政機関等・事業者との「建設的対話」（双方が互いの状況を理解し合い、代わりの手段も含めて解決策を共に検討すること）により合意を形成すること。

県では、こうした背景を踏まえ、次の取組を実施していきます。

（1）行政機関等における配慮

県が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、国の基本方針の改定内容を踏まえて適時見直しを行うとともに、管理職及び新任職員向けに障害当事者から話を聞く機会を取り入れた研修等を実施し、障害に対する理解の促進と、建設的対話に基づく適切な対応ができる環境整備を推進します。また、県が主催する会議や各種行事等への参加を促進するため、意思疎通支援者の派遣、資料の点訳等の合理的配慮を提供します。さらに、ホームページや広報誌など県の広報媒体における情報アクセシビリティ（障害の有無にかかわらず情報を取得・利用できること）の向上を図るとともに、個別の合理的配慮を的確に行うための事前的改善措置である「環境の整備」に計画的に取り組みます。

（2）事業者による合理的配慮の提供の促進

事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえ、関係団体等と連携し、事業者向けの説明会や出前講座を通じて、制度の趣旨及び対応指針（事業分野ごとに国が定める指針）の周知を図ります。また、合理的配慮の具体例や環境の整備に関する好事例を収集・発信し、事業者の自主的な取組を支援します。

（3）普及啓発・広報活動の推進

共生社会づくり条例のガイドラインや県の広報媒体等を活用し、障害者差別の解消に向けた関連情報の発信や、障害福祉サービス及び障害者差別等をテーマとした「みやぎ出前講座」の実施等を通じて、障害や障害者、社会的障壁等への理解を促進します。また、障害者週間等における各種行事の開催など、障害当事者団体や支援団体を含む関係機関等と連携した啓発・広報活動に計画的に取り組むほか、共生社会づくり条例及び手話言語条例に関する普及啓発用リーフレットの配布や障害者アートをテーマとした啓発・交流活動等を行うことで、障害及び障害者に対する県民の理解・関心を高めるとともに、障害者の社会参加を促進します。

特に、障害に対する理解・関心の向上には、子どもの時期から障害者と交流する環境づくりが有効と考えられることから、「共に学ぶ教育」の推進と障害のある児童生徒に対する支援の更なる充実を図ります。

内部障害や難病の方など、外見からは障害等があることがわかりにくい方々に対して周囲の方に援助や配慮を促すヘルプマークの配布や、歩行が困難な人のための駐車場利用証を発行・配布する「パーキングパーミット制度」のほか、事業者によるモデル的な環境整備や取組事例の紹介等を通じて、合理的配慮に関する普及啓発を推進します。さらに、助けを必要とする人と、協力したい人との意思疎通を促す仕組みづくりを推進します。

（4）相談体制の整備

障害者差別等に関する県の総合相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」及び「宮城県障害者差別相談センター」を設置・運営し、市町村や関係機関等と連携の上、障害を理

由とする差別の速やかな解消と未然防止に向けた相談体制の整備を推進します。また、事業者による障害を理由とする差別について、相談で解決しない場合は、差別を受けた方からの求めに応じて、問題解決のための助言やあっせんを行う体制の整備を図ります。

（５）関係機関と連携した差別解消の取組

障害者差別解消法における「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等の場において、障害者差別に関する相談内容や対応事例、合理的配慮の事例等についての民間企業を含む関係機関との情報共有や事例分析、研修事業の開催等を通じて、障害を理由とする差別に関する紛争の防止・解決力の向上を図ります。

（６）関係機関との連携及び事例の収集・活用

障害者差別解消に向けた情報共有の役割を担う「障害者差別解消支援地域協議会」の役割を担う「宮城県障害者施策推進協議会」等において、相談事例や合理的配慮の事例等を関係機関と共有し、分析を行います。これにより、紛争の防止・解決力の向上と、事案の発生防止に向けた取組の改善を図ります。また、事例の収集・整理・提供が県及び市町村の努力義務とされたことを踏まえ、個人情報への配慮を行いながら、県内の相談事例等を整理の上、関係機関や県民への情報提供に活用します。

８　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や、関係機関等との緊密な連携体制の構築を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。また、発災時には、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえる必要があることから、「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和７年６月６日閣議決定）に基づく施設・事業所等の耐災害性の強化を早急に進めるとともに、県及び市町村の防災部局や職能団体等と連携を図りながら、避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等に取り組み、施設・事業所等の防災対策を進める必要があります。さらに、利用者が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

こうした事業所等の取組を支援する観点からも、県では、次の防犯・防災対策を進めていきます。

（１）防犯対策

地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民、関係団体等と連携しながら、地域における自主防犯活動の活性化を図るなどして、地域安全活動

を推進します。

障害福祉サービス事業所等に対する指導の場などを通じて、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」を活用しながら、次の防犯対策の実施を促していきます。

・日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制、夜間等における施錠などの防犯措置の徹底

・地元の警察署との合同防犯訓練を実施するなど、日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制と有事における迅速な通報体制の構築

さらに、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置に要する費用の一部を補助します。

（２）防災対策

東日本大震災の経験を踏まえた「宮城県地域防災計画（令和７年１１月修正）」に基づき、地震や津波、風水害、原子力災害等に対する災害の予防対策、災害時の応急対策、及び災害復旧・復興対策を総合的に推進します。

- 障害福祉サービス事業所等に対する集団指導や運営指導等を通じた理解の促進を図ります。
- 平成２５年８月に国が策定（令和３年５月改定）した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び同年１２月に県が策定（令和６年３月改訂）した「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」等に基づき、市町村等と連携し、障害者をはじめとする避難行動要支援者の安全確保対策に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所等に対する説明会の開催や運営指導等を通じた理解の促進を図ります。
- 障害福祉サービス事業所等の耐震化や、消防法令等の改正に伴う大規模修繕、スプリンクラー設備や避難スペースの整備等に要する費用の一部を補助します。
- 県や市町村等による障害福祉サービス事業所等への運営指導等を通じて、各事業所の非常災害に関する具体的な避難確保計画の作成や、防災訓練の実施を指導します。
- 避難所等における障害者に対する情報保障のため、意思疎通の支援者の計画的な養成等を行います。
- 東日本大震災で得られた知見等を踏まえ、大規模災害等の発生時において、被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行う「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）」や、市町村からの派遣要請等により避難所や福祉避難所において福祉的な支援を行う「災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）」等の継続的な体制整備や充実に取り組みます。
- 東日本大震災で被災した障害者やその家族、支援者等の支援にあたった民間団体等と連携し、現に障害福祉サービス等の支援を受けていない「潜在的要支援者」をサービスに結びつける活動の必要性など、震災復興後の新たな課題の抽出と解決策の検討を行います。
- 東日本大震災において、視覚障害者や盲ろう者の支援に課題を残したことから、宮城県視覚障害者情報センターに地域連携推進員を配置し、当事者団体や支援者団体と連携し、市町村における視覚障害者支援体制を整備します。

第６章　地域生活支援事業等の実施に関する事項

１　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず全ての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

県では、国の「地域生活支援事業実施要綱」及び「地域生活支援促進事業実施要綱」等に基づき、次の事業を実施します。

（１）専門性の高い相談支援事業

障害者等の支援を行うため、専門的な立場からの支援を行う必要がある事業、あるいは、国の施策と連携を図りながら支援を行う必要がある事業については、県が事業を行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

①　発達障害者支援センター運営

発達障害者等とその家族がライフステージに応じて身近な地域で支援を受けられる体制を構築するため、発達障害者支援センターを三次支援機関として設置・運営し、一次支援機関である市町村等や障害児等療育支援事業及び二次支援機関として各圏域に配置する発達障害者地域支援マネジャーを支援するための各種事業を行います。

＜発達障害者支援センター＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施見込み箇所数	１箇所	１箇所	１箇所

②　高次脳機能障害者支援

高次脳機能障害者に関する様々な問題について対応するため、高次脳機能障害者支援センターを設置し、高次脳機能障害者及びその家族、関係施設や関係機関等の職員等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、高次脳機能障害者に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。

③　障害児等療育支援

障害児等及びその家族、支援者が身近な地域で療育支援を受けられるため、各圏域で障害児支援等を行う事業所に相談員を配置し、発達障害者地域支援マネジャーと連携しながら、来所や訪問による療育相談を行います。

＜障害児等療育支援＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施見込み箇所数	８箇所	８箇所	８箇所

（２）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支

障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修の実施

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、聴覚障害者とのコミュニケーション手段、手話表現及び要約筆記技術等を習得する研修を行います。

＜手話通訳者・要約筆記者養成研修＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
修了見込み者数	２０人	２０人	２０人

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の実施

視覚と聴覚に重度の障害を持つ盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者とのコミュニケーション手段及び外出時の介助方法等を習得する研修を行います。

＜盲ろう者向け通訳・介助員養成研修＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
修了見込み者数	１５人	１５人	１５人

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者とのコミュニケーション手段を習得する研修を行います。

＜失語症者向け意思疎通支援者養成研修＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
修了見込み者数	１５人	１５人	１５人

（3）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として実施します。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の聴覚障害者等が参加する行事に障害者コミュニケーションや手話表現、要約筆記技術等の支援を行う手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

＜手話通訳者・要約筆記者派遣＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
派遣予定回数	１５回	１５回	１５回

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや情報取得、移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

＜盲ろう者向け通訳・介助員派遣＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 人当たり利用時間	240 時間/1 人当たり	240 時間/1 人当たり	240 時間/1 人当たり

③　失語症者向け意思疎通支援者派遣

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者が参加する複数市町村にまたがるサロン（当事者や家族が集い交流する場）等に、会話の補助や情報取得の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。また、市町村における派遣体制の整備を支援します。

＜失語症者向け意思疎通支援者派遣＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
派遣予定回数	５回	５回	５回

（4）広域的な支援事業

地域における相談支援に関する質の向上を図り、県内全域において障害者等への支援体制を確保するなど、市町村ごとに行うのではなく、広域的な対応を必要とする事業については、県が行うこととし、次に掲げる事業を県事業として実施します。

①　都道府県相談支援体制整備（精神障害者等相談支援体制強化）

障害者相談支援の質的向上を図ること等を目的に、市町村等からの依頼に基づき、市町村等が主催する精神障害者等に対する個別支援会議（ケース検討）や研修会等に、アドバイザーを派遣し、必要な助言等を行います。

＜アドバイザー派遣＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
アドバイザー派遣見込み者数	１２人	１２人	１２人

②　発達障害者支援地域協議会による体制整備

発達障害者支援推進会議を開催し、発達障害者等が身近な地域でライフステージに応じて切れ目のない支援を受けられる体制を整備します。

＜発達障害者支援推進会議＞

	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
推進会議の開催見込み数	１回を基本	１回を基本	１回を基本

（5）サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービスの質の向上を図ります。

①　障害支援区分認定調査員等研修の実施

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員（市町村及び事業所職員）及び市町村審査会委員に対する研修を実施し、その資質向上を図ります。

② 相談支援従事者等研修の実施

障害者相談支援体制の充実のため、多様な生活ニーズを有する障害者等の地域生活を支援する相談支援従事者等を養成・育成します。

③ サービス管理責任者研修の実施

事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の養成研修を行います。

④ 障害者ピアサポート研修の実施

障害当事者同士による支え合い（ピアサポート）を推進するため、障害のある方や福祉従事者を対象に、相談支援や支援技術等を学ぶ研修を行います。

⑤ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象とした研修会を実施し、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図ります。

⑥ 音声機能障害者発声訓練指導者養成

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行う指導者を養成します。

（6）日常生活支援に関する事業

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）、音声機能障害者を対象に日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図る生活訓練を実施します。

① オストメイト社会適応訓練

オストメイトに対して、ストマ用装具の選び方やびらん予防、社会生活に関する講習会を開催します。

② 音声機能障害者の発声訓練

疾病等により喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方に対する発声訓練を行います。

③ 医療型短期入所事業所開設支援

医療的ケア児等の受入れ先となる医療型短期入所事業所の開設を促進するため、事業所の開設準備や運営体制の整備を支援し、家族のレスパイト支援や緊急時の受入体制の確保を図ります。

（7）社会参加支援に関する事業

誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した障害者の社会参加や就労支援のニーズに対応し、一層の促進を図るための支援を行います。また、障害者の心身の機能訓練や生きがいの創出、社会参加意欲の増進、活動を通じた障害の有無を問わない人との交流のため、障害者スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動を振興します。

① 手話通訳者設置

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を県庁及び保健福祉事務所に設置します。また、遠隔手話通訳システムを導入し、地方公所とのネット

ワーク体制を構築して窓口で即時に手話通訳を利用できるようにします。さらに、感染症の流行や災害等により、市町村が実施する手話通訳者の同行派遣が困難な場合に備え、遠隔手話通訳サービスが利用できる通信環境の基盤を整備します。

② 字幕入り映像ライブラリーの提供

テレビ番組に字幕を挿入したＤＶＤを製作し、聴覚障害者等への無料貸出を行います。

③ 点字・声の広報等の発行

文字による情報入手が困難な障害者等のために、県政だよりの点字版、音声版（ＣＤ）を制作し、希望する視覚障害者等への配布を行います。

④ 都道府県障害者社会参加推進センター運営

障害者等の社会参加の促進と、関係団体の指導調整等を行う社会参加推進センターを設置・運営します。

⑤ 奉仕員養成研修の実施

聴覚障害者等との交流活動促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技法を習得した手話奉仕員、点訳又は音訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員及び音訳奉仕員の養成研修を行います。

⑥ レクリエーション活動等支援

スポーツ・レクリエーション活動を通じた障害者等の自己実現、社会参加及び生活の質の向上を図るため、障害者スポーツ大会（全国大会のブロック予選等）の開催や、障害者スポーツの裾野拡大のためのスポーツ教室を開催するとともに、障害者スポーツ指導員を養成し、障害者スポーツ人口の拡大と競技力の向上を推進します。

⑦ 文化芸術活動振興

障害の有無に関わらず誰もが参加できる国内最大級の音楽祭「とっておきの音楽祭」の開催を支援します。また、障害者芸術文化活動支援センターを設置し、芸術文化活動を行う障害者への相談・支援や、研修の開催により支援者を育成するとともに、展示会の開催等により発表機会を確保し、障害者の文化芸術活動を支援します。

⑧ サービス提供者情報提供等

聴覚障害者等が都道府県間を移動する場合に、その目的地において必要となる手話通訳者の確保のためのネットワークを構築します。

⑨ 障害者自立（いきいき）支援機器の普及

支援機器（福祉用具や日常生活用具等を含む。）を活用した障害者等の自立と社会参加を促進するため、支援機器に関する相談窓口を設置し、宮城県介護研修センター、リハビリテーション支援センターが、保健福祉事務所、医療福祉施設、取扱事業者等の関係機関と連携しながら、相談対応、情報提供及び技術支援を行うとともに、利活用事例の普及を図ります。

（８）就労移行等連携調整

特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等を利用している障害者等に対して、就労面に係るアセスメントの実施や一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、支援対象障害者等の移行を尊重し、適切な「働く場」への円滑な移行を支援

します。

２　地域生活支援促進事業

平成２９年度における国の制度改正に伴い、地域生活支援事業やその他の補助事業で実施してきた事業のうち、特に政策的な課題に対応するものとして、次の事業を実施します。

（１）かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施

発達障害の早期発見・早期支援に向け、かかりつけ医等を対象とした研修を実施し、対応力の向上を図ることで、身近な地域で必要な支援につながる体制を整備します。

（２）発達障害者支援体制整備

各圏域に専門職を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、市町村等からの依頼に基づく個別支援や家族支援を行い、地域支援体制の構築を進めます。

（３）障害者虐待防止対策支援

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、国が行う研修への参加や県が行う研修事業等を通じて、関連する職務に従事する者や団体等の資質向上を図ります。

（４）障害者就業・生活支援センターを中心とした就業・生活支援

各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターを中心に、宮城労働局及び宮城障害者職業センター等の関係機関と連携しながら、身近な地域で、就労面及び生活面における支援を一体的かつ総合的に提供することにより、障害者等の就労促進及び職場定着を図り、自立かつ安定した生活を支援します。

（５）工賃向上計画支援

就労継続支援事業所等に対する研修事業や経営コンサルタントの派遣等を行い、対象事業所及び県全体の工賃引き上げを推進します。

特に、就労継続支援Ｂ型事業所については、令和７年１月に策定した「第五期宮城県工賃向上支援計画（以下「工賃向上計画」といいます。）」に基づき、事業所職員への研修等の人材育成、共同受注の促進などの支援を行ってきた結果、全国平均と同水準で推移しています。工賃向上計画の目標額 26,000 円の達成を目指せる状況になっていること等から、これまでの取組とその成果や課題を検証した上で、令和９年度以降の新規計画を策定するとともに、更なる工賃向上を図るべく、ＩＴ関連業務やデジタル業務の受注体制構築支援等、工賃向上に向けた取組を進めていきます。

さらに、農福連携による就労促進を図るため、農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や６次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援等を行います。

（６）強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

（７）障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進

県内の障害福祉分野の人材確保・育成を図るため、無資格の方を雇用し、雇用期間中の勤務の一部として、介護職員初任者研修・障害福祉関連の研修を受講させる事業者に対し、研修受講費用及び研修受講期間の代替職員相当分の人件費を補助します。

（８）アルコール関連問題に取り組む民間団体支援

アルコール依存症を含むアルコール関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、アルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

（９）薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援

薬物依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

（１０）ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援

ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

（１１）「心のバリアフリー」推進

①　ヘルプマーク普及啓発

障害福祉分野において、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を広めるため、障害に対する正しい知識や、内部障害等の外見からは障害のあることがわかりにくい人々への配慮を促す「ヘルプマーク」の普及に取り組みます。

②　障害者による書道・写真コンテスト

障害者週間に合わせ、障害者等による書道・写真コンテストを開催し、障害及び障害者等に対する理解促進を図ります。

③　障害に対する正しい知識普及啓発

パンフレットの発行や公開座談会の開催及び市町村を対象とした地域講演会の開催により精神保健福祉の普及を図ります。

（１２）身体障害者補助犬育成促進

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成する事業者に対して、育成費用を助成し、良質な補助犬の充実を図るとともに、地域における補助犬に対する理解促進を図ります。

（１３）発達障害者等及び家族等支援

発達障害児者及びその家族が互いに支え合うための活動を推進するため、ペアレントメンターの養成及び派遣、ペアレントプログラムの実施者養成及び各圏域での実施、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進等を行います。

（１４）発達障害診断待機解消

発達障害の診断待機の解消に向け、専門的な医療機関を中心とした医療ネットワークの構築や、専門人材の育成、アセスメント体制の強化を推進し、必要な時期に適切な医療や支援につながる医療提供体制の充実を図ります。

（１５）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進める必要があります。長期間入院している精神障害者の地域移行を進めるに当たっては、自治体を中心とした一体的な地域精神保健医療福祉の取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会（地域共生社会）を構築していくことが望まれます。

県においては、精神科病院や精神科診療所などの地域の医療機関や障害福祉サービス事業所、市町村、保健所などの保健・医療・福祉の支援者が連携し、地域課題や対策の検討、取組の評価を行う協議の場を設置しています。協議の場については、県全域、障害保健福祉圏域、市町村それぞれの場において設置し、重層的な取組を推進します。

また、精神障害者本人の意向に沿ったサービス調整等行うため、地域支援者の質を確保するための人材育成研修等を県全域及び圏域において実施します。

さらに、ピアサポーター（当事者）が住民の一員として活躍できる場の創出や拡大に努め、長期入院患者の地域移行を進めるとともに、精神疾患や精神障害の正しい理解を広めるため、心のサポーター養成研修を実施します。

（１６）障害者ＩＣＴサポート総合推進

①　障害者ＩＣＴサポートセンターの運営多機関協働体制の構築

障害者等の情報通信技術（ＩＣＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「みやぎ障害者ＩＣＴサポートセンター」を設置します。同センターを中核に、視覚・聴覚障害者情報センター等と連携し機関協働体制を構築し、ＩＣＴ機器の相談や講習会の開催などの支援を行うほか、ＩＣＴを活用した障害者等の就労支援を行います。

②　中間ユーザーへの技術伝達と人材育成

障害者本人だけでなく、事業所職員やヘルパーなどの中間ユーザーに対する技術移転や講習会を開催し、県内全域におけるＩＣＴ支援力の向上を図ります。併せて、中間ユーザーを新たな人材として育成し、関係機関と連携して持続可能な支援体制を構築します。

③　機器の展示や貸出機能の拡充

支援機器などの展示や貸出を県内各地で利用できるようにしていくとともに、現場の利

用ニーズを集約して県内企業等へ共有し、支援機器の機能向上や開発を促進します。

④　地域におけるＩＣＴ支援者の派遣

障害者等が身近な地域でＩＣＴ機器を活用できるよう、ＩＣＴ支援に関する啓発研修等を行うとともに、障害者等への支援者の派遣を行います。

（１７）意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援

①　手話通訳士スキルアップ支援

手話通訳士を対象として、その知識及び技能等の向上を図る現任研修を行います。

②　手話通訳者スキルアップ支援

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を行います。

③　要約筆記者スキルアップ支援

要約筆記者及び要約筆記者の資格を目指す登録要約奉仕員を対象として、現任研修を行います。

④　盲ろう者向け通訳・介助員スキルアップ支援

盲ろう者向け通訳・介助員を対象として、スキルアップのための知識習得、技能向上等を図る現任研修を行います。

若年層を対象として、地域の大学等において手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る研修を実施します。

⑤　地域における若年層の意思疎通支援者養成研修

若年層を対象として、地域の大学等において手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る研修を実施します。

（１８）地域における読書バリアフリー体制強化

視覚障害者等が障害の有無にかかわらず、等しく読書活動を行えるよう福祉・教育・図書館等の関係部局や当事者団体等と連携し、地域における読書環境の整備を計画的に推進します。

①　図書館の利用にかかる体制の整備

宮城県視覚障害者情報センターと公共図書館等の意見交換の場を設けるとともに、アクセシブルな図書等の長期貸し出しや対面朗読サービス等の支援に関するノウハウの提供を進め、相互の連携を強化します。

②　教育現場における読書環境の整備

児童生徒それぞれの障害に対応したアクセシブルな図書等を県内の特別支援学校等へ貸し出すなど、教育現場における読書環境の整備を支援します。

③　情報機器等に関する支援

各圏域で視覚障害者及びその家族を対象にした情報機器・サピエ（※）の普及に向けた講習会・相談会等を開催します。

※サピエとは、視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字や音声データ、テキストデータ等で提供するネットワークのことをいいます。

④　図書館サービス人材・制作人材の育成

公立図書館等の職員を対象にサピエの活動や障害特性に応じたサービスの実施の充実に向けた研修会を実施します。また、点訳及び音訳奉仕員の養成やノウハウの共有により、制作・サービス人材の資質向上を図ります。

（１９）入院者訪問支援

精神科病院の入院者のうち、特に精神科病院外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される方からの希望に基づき、入院者本人の孤独感や自尊心低下を軽減することを目的として、精神科病院を訪問して入院者の体験や気持ちを丁寧に聴き、入院中の生活に関する相談や必要な情報提供等を行います。

（２０）基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進

アドバイザーの配置等により、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域で の設置・整備に向けた調整等の支援を行います。

（２１）虐待対応体制整備

精神保健福祉法第４０条の３の規定に基づき、精神科病院の業務従事者による障害者虐待を発見した場合は都道府県に通報する義務があります。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、都道府県に届け出ることができることから、県では、通報・届出窓口を設置します。